

第3回高知県子ども・子育て支援会議

日 時 平成26年6月16日(月)

13:00～16:00

場 所 高知会館 3階 平安の間

(出席者および委員名)

中 内 洋	高知県保育所保護者会連合会 顧問
澤 本 浩 明	高知県私立幼稚園PTA連合会会長
田 村 孝 子	高知県自閉症協会理事長
有 岡 正 幹	高知県町村会会長
戸 田 隆 彦	高知県保育所経営管理協議会会長
家 次 ま り	高知県保育士会会長
西 岡 百 合	認可外保育施設 (認定こども園 地方裁量型)
田 村 由 香	高知県国公立幼稚園会会長 たちばな幼稚園長 (南国市)
宮 地 彌 典	高知県私立幼稚園連合会会長
井 上 真由美	子育て支援サークル ホッとMaMa
吉 村 齊 (会長)	高知学園短期大学 幼児保育学科 学科長
筒 井 敬 士	高知県経営者協会 事務局長

(欠席者および委員名)

岡 崎 誠 也	高知県市長会 高知市長
岡 林 ゆ り	日本労働組合総連合会 高知県連合会 執行委員 女性委員会 副委員長
寺 田 信 一 (会長代理)	高知大学 教育学部門 教授

(少子対策課)

それでは、若干遅れておられる委員の方がおいでになりますけれども、定刻となりましたので、ただ今から第3回高知県子ども・子育て支援会議を開催いたします。

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。皆様もご存じのとおり、先日子ども・子育て支援新制度の施行日が、来年の4月1日に、正式決定したところでございます。新制度の本格施行に向けて、本日の皆様方のご意見を参考に、事業計画を策定してまいります。今回3時間ということで長くなりますが、よろしく願いいたします。

本日は、当初は知事が出席する予定でしたが、別用で出席できなくなりましたので、開会に当たりまして、当部の井奥地域福祉部長よりごあいさつを申し上げます。よろしくお願い致します。

(井奥地域福祉部長)

皆さんこんにちは。今日は、あいにく知事が、他の用事で出席できませんでしたので、私が代わってご挨拶致します。

今、司会からもお話がありましたが、国の子ども・子育て会議では、既存の保育所や、幼稚園の皆さまが新制度に移行するかどうかの判断材料になります公定価格の仮単価が発表されております。また、国の経済財政諮問会議では、50年後の1億人の人口を維持す

るための少子化対策として、第三子以降の経済的支援、成長戦略会議では、子ども・子育てと仕事の両立に向けた、女性の働きやすい職場づくりといったことが真剣に議論をされており。

こうした中で、市町村でも、新制度に移行する際のニーズ調査をおおむね終え、各市町村それぞれの事業のニーズ見込み量が集計されました。本日の会議におきましては、それらの結果をベースに、県として市町村に対してどのような支援ができるのか、どのような方向で支援をしていくべきなのか、ということへのご意見、また、障害児施策とか、児童虐待の問題とか、そういう細かなところで強化するべきところについて、県の専門機関としての市町村への支援、助言について、皆さまの豊富な経験に基づき、活発なご意見やお知恵をお借りしたいと思っておりますので、時間が長くなりますけれども、よろしく願いいたします。

(少子対策課)

それでは会議に入ります前に、今回から田村教育長が参加をしておりますので、一言ごあいさつをお願いします。

(田村教育長)

こんにちは。この4月から、前中澤教育長の後を受けまして、県教育長に就任した田村でございます。残任期ということですので、2年間ということでございます。

県の教育委員会をご存じのとおり、保育、幼稚園についても、県教委のほうで所管させていただくということになっております。最近小学校、中学校、高校、それぞれ学力問題ですとか、あるいはいじめ、非行、あるいは不登校の問題ですとか、いろいろ問題を抱えておるわけですが、そのもとは、幼児期の育ち方ということが言われております。ということで、教育委員会として幼児期の一つの問題から含めて、所管させていただいている意味があるのかなというふうに思っております。こういった会も含めまして、いろいろとお世話になると思いますが、どうぞよろしく願いしたいと思っております。

(少子対策課)

それでは、ここからは吉村会長に議事の進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(吉村会長)

みなさんこんにちは。吉村でございます。また本日もお忙しい中、お集まりくださりまして、ありがとうございます。本日の出席委員ですが、10人でよろしいんですね。

(少子対策課)

今のところ11人で、田村委員さんが、少し遅れて来られると伺っています。

(吉村会長)

はい。11人ということで、委員の過半数が出席されておりますので、当会議の設置条例、第6条第3項により議事を行いたいと思っております。

本日は議題も大変多いですので、どうしても時間配分ということをおもっていかないとはいけません。できるだけ多くの、さまざまな立場の方の意見が反映されるような、会議

にしていきたいと思っておりますので、ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速議事の1、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方針につきまして、資料1-2を順次、事務局より担当課長からご説明いただきたいと思います。

また資料1-1の③の論点について、後ほどご意見をいただきたいと思います。

資料は事前にご送付させていただきました。各事業について、2分ぐらいでポイントを説明していただきたいと思います。それでは少子対策課の西村課長さんから、よろしくお願ひします。

地域子ども・子育て支援事業（11事業）について

（少子対策課、健康対策課、雇用労働政策課、幼保支援課、児童家庭課、生涯学習課）

（少子対策課）

資料の1-2、こちらの1ページと2ページが私の担当になっています。大体4分弱ぐらいでご説明をさせていただきたいと思います。最初に、利用者支援事業と関連がございますので、2ページの地域子育て支援拠点事業のほうをご覧いただきたいと思います。この事業ですけれども、事業の内容のところは四つ丸がございまして、地域子育て支援拠点事業では、例えば、①として乳幼児とかその保護者が相互に交流する場所を開設し、乳幼児と保護者同士の交流を促進しましょう。②では、保護者からのいろいろな子育てなどに関する相談への対応。三つ目は、地域における子育て関連情報の提供。④では、子育てや、子育て支援に関する講習会、講習を、月に1回以上実施することになっております。市町村が、事業実施主体となって実施いただいているところでございます。

現状および課題のところでございますけれども、本年4月1日現在、県内には21市町村で42の支援拠点がございまして、少し右のほうに表も載せておりますけれども、26年4月で、設置箇所0となっているところが、センターのない市町村でございまして、例えば中ほどの東洋町さんとか、奈半利町さんにはセンターがない状況となっております。支援センターがあるところでは、職員の数は大体2名から3名でございまして、週に3日から5日開設をしております。1日の開設時間は、5時間以上となっております。

課題のところ、括弧で書かせていただいておりますけれども、三つほどございまして。例えば、子どもの障害ですとか虐待事案など、こういった保護者支援が現在多様化しているということがございまして、それから二つ目でございまして、地域子育て支援センターの職員さんが保護者の方に対して支援する際のフォローの体制をどうしたらいいのだろうか。それから三つ目でございまして、こういった支援には、関係機関との連携体制が重要であろうということで、連携体制構築が挙げられるのではないかとございまして。

一番下に確保の方針と書いておりますけれども、未設置の市町村も含めまして、県としましては、市町村主催の例えば親子の交流の場に、市町村の希望により子育て支援アドバイザーを派遣しております。子育て支援アドバイザーは、現在12人の助産師の方になっていただいております。今年から拡大をしたところですが、アドバイザーの方に、子育て支援講習を実施していただくなど、子育て支援アドバイザーの派遣を拡大していこうと考えております。

それから、新制度への円滑な移行に向け、地域の実情に応じた取り組みに対応しようということで、子育て支援センターは、週3日、5時間以上の開設が、国の補助金の交付基準になっておりますが、多少基準に届かなくても、一定水準のサービスをする。例えば、週3日で1日3時間以上開設し、職員を1名置いていただく。そういった場合には、県から助成しようと考えてございまして、今年、補助の制度も設けたところでございまして。

それから二つ目の課題でございます、子育て支援センターに対するフォローですけれども、県主催の研修会などに、市町村の職員の方への参加を促して、支援の在り方ですとか、それから手法についての理解を深めてもらおうと考えております。その研修会の中では、優良な取り組み事案の共有ですとか、それからケーススタディーを行うといったことを充実して、職員の資質の向上につなげていければ、と考えておるところでございます。

あと三つ目の課題で、地域の連携というところでございますが、今まで県としましては各ブロック、東部と西部のブロックに分かれているのですが、こちらの支援センターの交流会に関わって、各センターの交流の拡大に取り組んできたところでございます。今後はセンターと地域の子育て支援関係者、これは保育所だとか幼稚園、それから子育てサークルなんかも関係してくると思いますが、そういった連携体制が構築できますように、センターや、地域の特性にも考慮しながら、連携に向けた支援を行っていきたいと考えております。

すみません、戻っていただきまして、1ページでございます。関係があります利用者支援事業という部分です。ここは新たに設けられた部分ですけれども、子育て支援センターの業務と大きく関わりますので、ここでご説明をさせていただきます。事業の内容のところ大きく二つ書いていますが、①に、総合的な利用者支援というのがございます。これは利用者の個別ニーズを把握して、ニーズに基づく情報集約、提供、相談など、利用者に対する支援を行うものというくくりでございます。

それからもう一つ②で、地域連携がありますが、こちらは利用者支援を有効に機能させるために、地域のさまざまな子育て支援関係者とのネットワークの構築に当てるものとなっています。先ほど地域子育て支援拠点事業でも申し上げましたが、地域との連携を結びましよう、という事業でございます。

ここに取り出した、1ページの利用者支援事業は、多くの待機児童の解消にも効果を上げた、横浜市の保育コンシェルジュの事例などを手本に、利用者の個別のニーズを把握しまして、利用者の求めに添った施設を紹介するなど、きめ細かな支援に着目した取り組みとして国が新たに整理をしまして、新制度の子育て支援事業の一つ、という形で創設したものでございます。

現状および課題のところでございますけれども、高知県で言いますと、待機児童が都市部ほど多くないという現状でございますので、実質的には、既設の地域子育て支援センターに新たな職員を今後配置して、この事業をどんどんやっていくという子育て支援センターは、そう多くは見込まれないんじゃないかなと思っております。ただ、先ほど申し上げましたように、地域子育て支援拠点施設の中で、地域のいろんな幼稚園だとか保育所だとか、それからそういった地域の中で連携を取っていくということは、すごく大事なことだと考えております。

一番下に確保の方針というところでございますけれども、県としましては、利用者支援事業を実施する市町村に加えまして、事業の着手にまでは至らない市町村も含めまして、例えば、私どもの課では、妊娠とか出産、それから子育てに関する悩みに対しましてメールとか電話で助産師がお答えするプレマnetの事例もございます。それから、さらには今年度、出会い・結婚・子育て応援コーナー、こういったものを開設する予定にしておりますので、そちらでご相談を受けて、専門の相談機関におつなぎをした事例につきましても、市町村の方々と情報共有をするということもしてまいりたいと思っておりますし、県と市町村における情報の共有化、それから連携を強化していく必要があるかと考えております。以上でございます。

(健康対策課)

続きまして、健康対策課です。3ページ、4ページでございます、妊婦健康診査について説明いたします。妊婦健康診査は母子保健法に基づいて、母体、胎児の健康確保を図ることを目的に、市町村が実施しております。3ページ、4ページですが、4ページが、国が示しております、標準的な妊婦健診スケジュールという表であります。国は14回以上の妊婦健診を推奨しております、公費負担となります。これを公費負担としております。公費負担となる14回分の受診券を、母子健康手帳交付時にあわせて交付しております、お母さんと赤ちゃんの健康管理に取り組んでおります。

これに加えまして、高知県においては標準的な検査のほかに、独自に検査項目を追加しております。こちらの3ページのほうですね。県の支援策というところの上から四つ目にありますが、こちらの①の後ろの括弧に、子宮頸管長測定最低2回とありますが。これは子宮頸管無力症という状態において、早産になることを早期に予防するために実施を、超音波の検査の中で追加をしております。

また2番目の、膣分泌物の細菌培養検査であります、こちらのほうは、県のほうで補助制度もつくりまして、これは妊娠早期に実施するんですが、細菌性の膣症というものを早期に発見して治療することによって、破水、それから流産の原因となります、絨毛膜羊膜炎という子宮内感染を未然に防止するための策でありまして、このような早産予防を目的とした、母体管理の徹底を図っております。

しかしながら現状では、こちらの3ページの今の県の支援策の一つ上でございますように、妊娠の届けがおおむね6,000を超えた程度の届けがあるんですけども、妊娠の届出が満20週以降、つまり妊娠6カ月以上になります妊婦が、100名前後毎年存在している状態です。こちらの括弧にありますように、分娩後ですので、産まれた後から届けが出るという妊婦さんも残念ながら、24年度は2人でございますが、例年10名弱程度存在しているのが実際であります。

残念なことでございますが、このような状態になりますと、1人当たりの14回という健診は受けていただけないということになりまして、望ましい健診時期に、望ましい健診を受診できていない方、という方々が一部存在しているのも実態でございます。

なお、その右側にあります、妊婦健康診査の実績推計でございますが、国から算出の手引で、1人当たりの健診回数に見込まれる妊婦の数を乗じて算出しております。市町村が見込みました妊婦の数に、標準的な健診スケジュールで示しております、14回を乗じて算出した数字を、こちらにお示しさせていただいております。以上で私の説明は終わります。

(児童家庭課)

児童家庭課でございます。私のほうからは5ページの乳児家庭全戸訪問事業、それから6ページの養育支援訪問事業、そして子育て短期支援事業、三つを説明させていただきます。

まず、乳児家庭全戸訪問事業ですが。いわゆる、こんにちは赤ちゃん事業と呼ばれる事業でございます。実施主体は市町村で、訪問者につきましては、各市町村によって異なりますけれども、産後ケアということで、各市町村の保健師さんでありますとか、各市町村がお願いしました母子保健推進員、あるいはまた民生、児童委員、あるいはまた子育て経験者といった方を活用しまして、生後4カ月までの乳児の居る全ての家庭を訪問しまして、育児の不安ですとかそういった相談に応じたり、子育て支援に関する情報提供といったことを行ったり、必要に応じて助言を行ったりといったことをしながら、これから始まりま

す育児を支援するものでございます。

併せて、こういった支援の必要な家庭を把握しまして、適切な市町村サービスにつないでいくための大切な事業でありまして、現状のところでございますが、この乳児家庭全戸訪問事業、いわゆる児童福祉法に基づく実施ということでは24市町村、平成25年度の状況ですけれども、そういった状況にありますし、また母子保健法に基づく新生児訪問という形で、全戸を回っているというところが8町村、それ以外の方法によって実施しているところが2村というところで、全ての34市町村で、実質的には実施しているという状況でございます。

県では、この訪問事業に従事します人材の育成ですとか、資質の向上に向けた支援として、保健師等の市町村職員の方に、児童福祉司任用資格指定講習ですとか、新任・中堅向けの市町村研修などを実施しておりますけれども、今後も市町村の状況をお聞きしながら、引き続いて支援を行ってまいりたいと考えております。

次に6ページをお願いします。養育支援訪問事業でございます。先ほど健康対策課長から説明もありました妊婦健康診査ですとか、乳児家庭全戸訪問事業、あるいはまた幼児の1.6、3歳健診、またその他保健ですとか福祉、あるいはまた教育といった、各市町村の中で把握された情報を基に、特に養育支援を必要とします家庭に対して市町村職員が、あるいはまた委託を受けた者が家庭を訪問しまして、養育者の相談に応じて、養育支援を行うことといったことですとか、簡単な家事援助などを行うことによりまして、家庭での適切な養育の実施を図るものでございます。

この事業も、いろいろ形は違いますが、全市町村のほうで実施をされております。この事業につきましても、先の乳児家庭全戸訪問事業と同様に、各市町村における訪問事業に従事する人材の育成ですとか、資質の向上に向けた支援ということで、市町村職員に研修を実施するほか、支援を要する児童とその家庭に対しまして、地域の関係者が集って協議する場になっております要保護児童対策地域協議会というものがございますけれども、そこに児童相談所が参加しまして、ケースへの対応や運営の助言といったことを行うことによりまして、市町村における家庭相談支援対策の向上を支援しておりますので、こういった取り組みを継続してまいります。

7ページをご覧ください。子育て短期支援事業でございます。これは、保護者の疾病ですとか、家庭で養育が一時的に困難になりました児童を、児童養護施設などで短期間養育保護を行うものでございます。実施状況は昨年度、25年度になりますが、ショートステイは12の市町村、平日の夜間や休日に仕事などで帰宅が遅い場合に、施設で預かるトワイライトステイについては、高知市のみで実施という状況になっております。

現在、児童の受け入れ先となる施設がありますのは、高知市、安芸市、香南市、香美市、四万十市、佐川町ということで限られておりますので、地域内、あるいは近隣に施設のない市町村が、この事業を実施したいという取り組みがあります場合につきましては、代替の方法を検討するなど、実施に向けてともに検討を考えてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

(雇用労働政策課)

続きまして、雇用労働政策課から8ページ、ファミリー・サポート・センター事業について説明をいたします。この事業は概要にありますとおり、乳幼児や小学生等の児童を育てておられる保護者である会員、依頼をする会員と、その援助を行うことを希望される会員の間で行われます、相互援助活動に関する連絡や調整を行う事業でございます。

次に事業内容ですが、依頼をする会員や、援助を行う会員の募集や登録など、組織運営

に係る業務でありますとか、会員相互の調整や、事故発生時の対応などを行います。また、活動に必要な知識を得るために、会員向けに講習会の開催などを行うものです。補助の要件といたしましては、会員数50名相当以上で事業を行うのが対象となっており、この事業によって行われます相互援助活動とは、保育園や幼稚園への送り迎え、放課後児童クラブの登校前、終了後、それから保育所、幼稚園の登園前、帰宅後の預かりなどでございます。

次に、高知県内の現状は、高知市が委託により1カ所で実施をしており、課題としましては2点ございまして、実施している高知市でも、地域によりましては依頼をする会員に対しまして、援助をする会員が少ないこと、それからまた、高知市以外の市町村では未設置であるということなどが課題となっております。

このため、県の支援としましては、ファミリー・サポート・センター事業の運営費の補助をしております。それと広報紙への掲載等によりまして、会員などの確保や事業の周知を図っているところであります。このため確保方針にありますとおり、未設置の市町村には、この事業の活動など情報を提供しまして、それぞれの市町村の子育て家庭への支援が充実するよう取り組みます。また、実施をしておりますところにつきましては、事業の広報によりまして、会員の増加とか、充実した活動につながるよう支援をしております。以上でファミリー・サポート・センター事業の説明を終わります。

(幼保支援課)

幼保支援課でございます。続きます三つの資料について、説明をさせていただきます。まず、一時預かり事業でございます。この事業は保育所を利用していない家庭においても、日常生活の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる子どもを、保育所などで一時的に預かる事業です。事業の種類として四つございます。一つは一般型で、現在保育所等で実施されている事業を継続するものでございます。②から④は、新制度で新たに設けられる類型です。余裕活用型は、保育所等への入所児童に空きがある場合に、定員までの人数を受け入れるものです。幼稚園型は、現在幼稚園で行われている預かり保育を引き継ぐ形で、幼稚園入園児を主な対象として実施されるものです。訪問型は、児童の居宅において一時預かりを行うもので、特に支援が必要な児童を想定して創設されるものとなります。

一時預かり事業の現状ですが、先ほどの①、一般型に相当する一時預かりが、県内の市町村の半分に当たる、17市町村で実施されています。また③に相当します幼稚園型は、県内の私立幼稚園31園のうち30園、ほぼ全ての幼稚園で実施されています。県の支援といたしますと、この一時預かり事業の実施に必要な経費の一部を補助しております。

右の表が、一時預かり事業の量の見込み、暫定数値となりますが、見込みを表したものです。表の左側が幼稚園における一時預かりで、右側がそれ以外の一時預かりとなります。右側の一時預かりの量の見込みでは、現在一時預かりを実施している17市町村以外、例えば29年度で見ますと、宿毛市とか四万十市などでも数字が上がっており、こうした、現在未実施の市町村における今後の対応は、各市町村の子ども・子育て会議で、まずはご検討いただくということになります。県としましては、事業の実施に必要な経費について、助成をしてみたいと考えております。

次の10ページをお願いいたします。時間外保育事業、延長保育でございます。これは11時間を超えて子どもを預かるもので、例えば、朝の7時半から夕方6時半までが11時間となりますが、延長保育はそれを超えた時間預かるものでございます。訪問型は、新制度で新たに創設されるもので、保育所における少人数の延長保育ニーズや、障害児など

の延長保育ニーズなど、児童にとっての環境を考慮し、市町村が実情に応じて実施できるものです。延長保育の現状は、101カ所の保育所、13市町村で実施されています。県内の保育所数が257ですので、約4割に当たる保育所で実施されているという形になります。

右の表が延長保育の量の見込みですが、現在延長保育を実施して、ない市町村においても、ニーズが上がっており、まずは市町村で対応を検討していただくこととなります。県としましても、事業の実施に必要な経費について、助成をしてみたいと考えております。

次の11ページをお願いいたします。病児・病後児保育事業です。三つの類型がありまして、病児・病後児対応型は、病院や保育所などに付設した専用スペースにおいて、病気の子どもの保育を看護師等が行うものです。体調不良児対応型は、児童が保育所で突然熱を出すなどした場合に、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的に看護師等が対応するものです。非施設型（訪問型）は、病気の子どもで、かつ集団保育が困難な期間において、当該児童の自宅を訪問して保育を行うもので、新制度で創設される類型となります。病児・病後児対応型は現在8カ所で実施されており、体調不良児対応型は6カ所で、両方合わせても7市町村での実施となっております。

このように、実施箇所は多くありませんが、右の表のとおりニーズは高くなっております。市町村の子ども・子育て支援会議で議論されますが、左の課題案に記載のとおり、全ての市町村に小児科病院があるわけではございません。また、毎日確実に利用が見込まれるわけでもございませんので、近隣の市町村で調整の上での事業実施が必要になるのではないかと考えております。市町村の区域を超えた事業となりますと、県としても関係市町村と一緒に、市町村の子ども・子育て会議で検討される対策に対応できる体制が整備できるよう、必要に応じた支援を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

（生涯学習課）

生涯学習課でございます。最後に12ページの放課後児童健全育成事業について、説明をさせていただきます。事業の内容といたしましては、保護者が労働等により、昼間家庭に居ない児童に対して、授業の終了後等に遊びや生活の場を提供して、健全な育成を図るもので、新制度においてはこの事業だけが就学後の児童を対象としております。

市町村別の実施箇所数は資料のとおりですが、県では平成19年度から文部科学省が所管する、全ての子どもを対象とした、放課後子ども教室とあわせて、放課後の安全安心な居場所づくりと、豊かな学びの場としての取り組みを、放課後子どもプランとして推進してまいりました。現在、高知市では100%、高知市以外では約9割の小学校区で、地域の実情にあわせて児童クラブか子ども教室のどちらか、もしくはその両方が実施されています。

国の動きでは、女性の活躍促進の視点もありまして、児童クラブの量と質の充実や、子ども教室の一体的な運用と、学習支援の充実などの方向性が示されました。

県の支援策および確保方針としましては、通常の運営補助に加え、県独自の支援を行っています。一つは、放課後学びの場として、学習支援者や発達障害児等への支援者を配置した際の、謝金に対する助成です。また市町村が保護者利用料を減免した場合の助成や、各種研修の充実、人材バンクによる人材の紹介と、出前講座の実施を行っています。これらの支援は、児童クラブ、子ども教室の区別なく実施しておりまして、放課後の子どもたちにさまざまな体験、交流、学習活動の機会が提供できますよう支援を継続し、地域に

おける放課後学びの場の取り組みを推進していきます。

また今後は、学校支援や家庭教育を支援する取り組みとも連携いたしまして、活動を通じた地域住民のつながりの強化や、地域の教育力の向上にもつなげていきたいと考えております。児童クラブを教育委員会で所管する県は珍しいのですが、学校との連携など強みを活かし、市町村への支援をさらに充実していきたいと考えております。よろしくお願いたします。以上です。

(吉村会長)

はい、どうも皆さまありがとうございました。それぞれその事業について、ご説明いただきましたが、そのご意見をいただく前に、また今回から新たに委員となりました、田村由香先生がちょうど到着されましたので、一言ごあいさつをいただきます。

(田村由香委員)

すみません、南国市立たちばな幼稚園長の田村由香です。大事な会に遅れまして、大変申し訳ありませんでした。今年度、前山口会長から引き継ぎまして、高知県国公立幼稚園会の会長を務めております。そのためこの会に参加させていただくことになりました。微力ですが、子どもたちのために一生懸命努めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(吉村会長)

田村委員さん、どうもありがとうございました。

それでは、先ほど事務局から説明していただきました、地域子ども・子育て支援事業の、量の見込みと確保方針につきまして、各課の担当課長さんから説明がありました。ここからそうですね、大体14時10分ぐらいまで、皆さまにご意見をいただきたいと思っておりますけれども。

この資料1-1という、この検討概要ですね。これを1枚めくっていただいた、この③地域子ども・子育て支援事業の県の確保方針についてという。ここの論点について、今説明していただいたことについてご意見をいただく事項になります。

非常に幅広く膨大な量だったので、多分委員の皆さまお1人お1人が、全てを理解し把握というのは、大変これは難しかったと思うんですけども。それぞれのお立場で捉えられるところというのが、何点かあるのではないかと思います。限られた時間ではありますけれども、できるだけ多くの意見を反映させていきたいと思っております。ただ今の説明について、特定の事業等でも構いません、確保方針についてご意見がありましたら、お願いいたします。

例えば、これらの事業全般となりますと、そうですね。例えば、行政の立場から、何かいかがでしょうか。

(委員)

先ほどご説明いただきましたけど、なかなか幅広い。認識をようしない部分がありますが、私は第1回目のときに、知事がおいでたときに、これは都市型の子育て支援ということですが、高知県の、高知県版をここでつくっていかうということで、今、一生懸命皆さんがこう、努力していただいておりますが、その中で県内の状況を見ますと、34市町村あるわけですが、極端に言いますと、1対33というような状況が言えるんじゃないかと、この関係だけでなく、全体的な部分があります。人口構造から見ましても、

やはり71万人の県の人口の中で、30数万人ですか、そこが高知市へ一極集中という形ですから。郡部はなかなかその辺が、逆に人口減で非常に苦労しておるとというのが現状です。そういう状況の中で、今県が高知県版の子育て支援というのを一生懸命やっていたいておるのは、非常にありがたいし、われわれとしてもできる限り、これに対して呼応しながらやっていきたいと思えます。そういう状況の中ですが、やはり今説明いただきましたように、地域子ども・子育て支援事業について、11事業ですか。その中で町村としての課題というのは、やはり事業実施に当たっても、指導員とか看護師、保育士といった、その専門職の人材確保が非常に必要ですが、難しい面もあります。町村では資格のある人材が乏しいというのが現状。その確保が難しいと、そういうことが、みんな言えると思えますけど、現実的に保育所などでも、途中入所に係る、年度途中の保育士の確保というものが、非常にこう難しいという現状なんですね。そういう、それくらい非常に市町村の状況というのは、私は安田町ですが、なかなかいろんな面で、データを見てもあまりえい成績にはないなというふうに思っておりますけれども、非常に町村ではそういった面で苦労があるということ。

それともう一つ、11事業、県の確保方針でございますけど、やはりアンケート結果というのものも、各町村もしておると思えますが。各事業の8割が、専門職等の人材確保が重要というような内容にもなっておるんじゃないかなと、アンケート調査やった内容もあると思えますが。そういった中でも、8割が専門職で、保育士、看護師の人材確保というものが非常に難しい。そういう状況にあります。

県の東部で申しますと、やはり保育、途中入所の希望があっても、保育士の不足によって、待機児童が出ることも、こういった面もあると思えます。そういった面で人材確保の方策、あるいはまた仕組みづくりというのが、必要にはなってくるのではないかな。

それと一番初めにも申しましたが、私は、やはり子育て支援というのも大事ですけども、その前段の子づくり、やはり出会いの広場とか、そういったところへももっともっと力を入れるべきではないかなと、そんな思いがいたします。私はそういった面では地元、私の町では、もう11事業にかかわらず、ここへ徹底的に予算を持って対応してきておまして。一定の継続をしていくうちに、やはり成果というものも、出てきつつあります。今後におきましても、その子づくりというところへ、もっともっと力を入れていくと、そういう面でも出会いの広場というものを、積極的にそういったことをやっていきたいなというふうに考えております。当面、以上でございます。よろしく申し上げます。

(吉村会長)

はい、ありがとうございます。今の中で、やっぱり途中入所、年度途中の保育士の確保ということが、これが委員さんの地元だけではなくて、県全体の大きな課題になっているかと思えます。またその出会いの機会ということ。これは先ほどの最初のほうにございましたが、1ページのところですよね。少子対策課のほうから説明をしていただいたのですが、もう少し説明していただけますか。

(少子対策課)

出会いの事業は、この子育て支援の新制度には出ていないですけども、結婚支援の部分は、プレマnetではなくて、もう一つの結婚支援のホームページを現在改定しているところがございます。結婚したいという方々への支援は、別の事業で対応しております。それから、市町村等々に対する補助事業とか、それから県が主催しています出会いのイベントも、回数を若干増やしつつ、取り組むようにしておりますので、今後も頑張ってい

りたいと思います。

(吉村会長)

はい、お願いします。それから、保育士確保についての話が出ましたけども、各地域でさまざまな取り組みはされているかと思いますが、何かもし幼保支援課で、取り組みとか、県で把握しているとかいうことがあったら、情報提供していただきたいです。

(幼保支援課)

現在行っている取り組みについて、ご説明させていただきます。昨年の9月議会に予算を計上させていただきまして、社会福祉協議会の福祉人材センターに、保育士の就職を斡旋する方を配置しました。保育士の資格を持っている方は、幼保支援課で把握できますので、その方、皆さんにお手紙を出しまして、就職を希望されている方、福祉人材センターに登録を希望されている方があったらお返事をいただきまして、希望される何名かの方を登録しております。登録をいただいている方には、保育所の求人情報などをお示しするとともに、保育所や幼稚園などとのマッチングも行うような体制としております。十分な成果はまだ出ておりませんが、本年度の4月当初では4名の方が保育士として就職をいただいております。引き続き進めていきたいと思っています。

(吉村会長)

はい、ありがとうございます。

(委員)

1点確認でございますが。きょう出てるこの資料というのは、新しい制度に基づいてということではなくて、現在も進められている事業もこの中に入れてということの、ご説明だというふうに思うんですけども。私ちょっと、第1回目のときも質問したかも分かりませんが。現在ここの中で、県としての費用がどれぐらい、この一つ一つの事業の中に入れられているのかというのが、右のほうに書いていただけると、非常にありがたいというふうに思います。新規事業等については、県のほうでもそういうふうにされるということで、予算を獲得されているのかどうかというのをちょっとお聞きしたいなということで。

それと、先ほどから言われております、子どもが少ないということで、少子化でございまして、新聞にも出ていましたけど、そんなに大したことはないというふうに思うところでございます。やっぱり少子化を考えたときに、その受け皿を整備していくということが必要なことなんだろうというふうに思いますが、もう一つは、やっぱり雇用対策として、女性が仕事を続けていけるような体制をきちっともつと、そのときに賃金をどのぐらい保証するとか、それと同時に、ワーク・ライフ・バランスと言われて、なかなか進みませんが、そういうものを充実していかないと、ただ若い人を出会わせてという形の中では決してやっていかない。明るい展望がやっぱり見えないと駄目だろうというふうに思います。それを県の中で、なかなか大変なことだろうと思いますので、やっぱりそういうことは気を付けて見ていかないと、ちょっと何て言いますか、一生懸命やっている割に女性の方が、男性の方が結婚をしないというふうな状況が出てくるだろうと、それをやっぱり進めていくために、もう一つ雇用対策というものが重点的に議論する必要があると思います。これを見てどれぐらいの費用がこれにつき込まれてるのか、横に書いておいていただけたら、なお分かるかなというふうに思いました。

(吉村会長)

はい。雇用対策に対するの予算ということですか。

(委員)

今は、これを一つ一つの事業の中に、県の予算として、例えば26年度どのぐらい予算化されているものがあるのか、ということを書き添えていただくと、ああなるほどと、分かるかなというふうに思っています。

(吉村会長)

お願いします。

(少子対策課)

はい。ご指摘の部分については13事業というか、この子ども・子育て支援事業の部分について、現在実施している、予算化しているものもございまして、その予算額を少し整理したものを次回お示しするようにいたします。申し訳ありません。

ちなみに、例えば私どものほうでは、地域子育て支援拠点事業というのがございまして。これは42カ所のところで実施しております、市町村事業でございましてけれども。大体事業費全体で2億8,000万ぐらいの費用になっています。それに対して、昨年であれば国のほうが2分の1ということでもございましたけれども、今年度から国、県、市町村それぞれ3分の1ずつという負担割合になっています。

(委員)

今年ついた新規事業とかあるんですね。

(少子対策課)

はい。

(委員)

それも一応予算化されているのかどうかということをお聞きしたい。

(少子対策課)

拠点事業の中の地域事業ですか。

(委員)

はい。

(少子対策課)

地域事業については、昨年の実績がありまして、県内で、6の施設で地域支援事業、1つは利用者支援事業も実施していたところがございます。

(委員)

分かりました。

(吉村会長)

はい。ほかに委員の皆さまから、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。はい、お願いします。

(委員)

利用者支援事業、今回の新制度の中での新規事業ということで、ニーズ量のところで見ますと、31年度まで、どの市町村もほとんど0になっていますが、あまりどの市町村も必要性を聞いていないということなんでしょうか、ということをちょっと一つお伺いしたいのと。

子育てをしてきた立場としては、例えばこの2番目の子育て支援拠点事業なんかも、自分の子どもがちっちゃい時もありましたけれど、例えばそこがどういうことをするところなのかとか、育児に不安があるときに相談する場所もなく、でもここへたどり着かなかったんですね。でも、そういうときにやっぱり、基本型はともかくとして、特定型の、行政の窓口、ここへ行けば何らかの相談に乗ってくれるよという、一元化された箇所がはっきりと目に見える形であったほうが、子育て世代としては安心感があるんじゃないかなと思うので、せめてどの市町村さんでも、行政の窓口には1カ所置いておいていただいたほうがいいんじゃないかなと思ったことが一つ。まず1点目です。

それと、病児・病後児保育のところなんですけど、ほぼ全ての市町村でマイナス、それも1000とか3000とか、非常に大きなニーズがあるにもかかわらず、小児科医等の職員の不足などにより実施箇所が少ない、とありましたけれど、県での対策としましては、補助金を実施しているとありますが、もう少し具体的対応策として、広域で協力支援ができる小児科医の登録リストみたいなのを、医師会と連携して作るであるとか、看護師さんなどの登録リストをつくるなど、人材確保に向けての対応策をたてるとか、何らかの具体策があったほうがいいんじゃないかなというふうに思ったのが2点目です。

それから3点目、放課後児童健全育成事業なんですけれども、量の見込みに関する調査のところ、1年生から3年生、4年生から6年生ということでそれぞれニーズがでていますが、実際、私も障害児を持っています、比較的健常児さんですと、3年生から上になってくると子ども同士で公園で遊んだりしても比較的大丈夫かなという感じなんですけど、障害を持つ子どもですと、まだ3年生だと1人でうちに置いておくのは難しい。なので、放課後等デイサービスなどの福祉のサービス、ファミリーサポートセンターなどを利用しながら、放課後や長期休暇を過ごす障害のあるお子さんが多いですが、ファミリーサポートセンター事業に関しては、高知市以外では実施されていないですし、放課後等デイサービスについても高知市周辺以外のところにほとんど事業所がなく、高知市周辺の事業所もほぼ満杯状態です。もう少し放課後、児童健全育成事業を高学年まで利用できるようにならないか、と思っているのが一つです。以上です。

(吉村会長)

はい、ありがとうございます。ただ今のご意見、利用者支援事業について、それから病児・病後児保育事業について、それから放課後児童健全育成事業、この3点についてだったかと思えますけれども。もし今のご意見で何か補足することがございましたら、それぞれ担当の課の方、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(少子対策課)

利用者支援事業について、最初にお答えさせていただきます。利用者支援事業について

は、今年度から新たに創設された事業ですけれども、実は、利用者支援は、地域子育て支援の拠点事業の子育て支援センターがあれば一定できるものであろうかと思うんですね。それに今回の利用者支援事業を実施する場合には、職員を一人付けて、さらに深い、それぞれの方の課題に応じたサービスを行うということなので、現時点で申請を上げている市町村はないかと思います。

それよりも、子育て支援センターがない市町村については、やはり児童数が少ないところで、センターまでは持ててない市町村が13ぐらいございます。そういったところはどうしているかという、例えば町の中の保育所だとか、担当部署でそういった対応をしているのが、実情だと思うんですね。これからこの新制度を機に、新たに設けるのかは、それぞれの市町村でご検討いただきたいなと考えております。

ちなみに県としましては、いきなり国の補助制度だと、二人の職員を置いて、週3日以上開設してくださいねという基準になりますので、お1人のご担当の職員を置いていただく場合の県の補助制度を今年新たに設けたところでございます。一つの町が、やりたいと言っているところですが、県の事業を利用しながら、将来的に国の制度に乗っかっていこうというところが、増えてくるとありがたいかなと考えております。以上です。

(幼保支援課)

幼保支援課からは、先ほどご意見をいただきました、病児・病後児保育について、補足説明をさせていただきたいと思っております。確かに病児・病後児保育の一番の部分は、小児科の先生がいらっしゃらないということで、すぐ、即対応がなかなかしにくいと、病後児の子どもさんをお預かりしたときに、急変する可能性がありますので、そのときにすぐ連携の取れる小児科の先生が、どうしても必要という形になってきます。そういうところからなかなか小児科の先生が少ないということで、施設のほうとしましても、いろいろな病院のほうでも、その事業を始めにくいというのがまず1点ございます。

2点目としましては、常時利用する方が居るわけではない。病気、病後児さんは特に、非常に利用する波が激しいんです。もう先生方はご存じだと思いますけれども、子どもさんの例えばインフルエンザとか、はしかだとか、非常に流行している時には、一つの病院、施設でも間に合わないぐらい、たくさんの方がございますけれども、皆さんが健康で、気候も非常にいいときには、全く利用がないというところで、非常にその経営上の波が激しいところがありまして、なかなか経営の見通しもつかないというところもありまして、病院のほうではなかなか、お引き受けしてくださらないというのが実態でございます。とはいえ、やはりニーズ調査でいきますと、常に一番二番を、必要やというような調査にはなっておりますので。この計画においてでも、一つの町村でできないものであれば、何とか連携をしてできないものかというようなことも踏まえて、市町村とも話しながら計画をしていきたいというふうに思っております。

(委員)

保育所で考えるとき、病後児保育というのはなかなかできないだろうと思うんですね。病後児保育でやっていくともう。ただ、保育所に来られている子どもさんというのは、やっぱり、風邪で熱が高いとかというときに、どうしても保護者の方に連絡して迎えに来てもらうというふうなことを、それはしているんですけども。本来的には非常に保護者の方も職場を離れるということで、しんどい思いをしながら、迎えに来られているんだろうというふうに思います。そういう意味ではやっぱり、全体の中で、集団で保育するわけにはいきませんので。本来的には病後児は、別のところでというふうな形を取ってやられて

いると思います。そうなりますと、今度は保育士だけでいいのかどうかと、いうことになってきます。そうしたら看護師が要る。看護師というのは、今もう本当に保育所に来てくれる看護師さんで、本当に、もうなかなか大変な。それだけ給料は払えないということも、あるだろうというふうに思います。そのところは、われわれとしても非常に胸を痛めながら、なかなか会計上できないというふうなこともありますんで、やっぱりそういうものを詰めていくという部分であれば、環境的に受け入れるような人材を、きちんと配慮していくというふうなことがないと、そのところはなかなか対象にならんかなというふうに思います。うちなんか1年間出しまして、ハローワークへ。看護師が見つかったのは10月なんです。だから、その方がずっと居てくれればいいですけど、非常に対応しにくいというところが、多分出てくるだろうなと思います。

(吉村会長)

はい、ありがとうございます。放課後についてお願いします。

(生涯学習課)

放課後のほうは、今回の新制度では6年生までということでございますし、今後その居場所ですね。そういうものにつきましては、市町村への条例等に沿ってでございますので、その部分で県としても、またいろいろと支援もしてまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

(吉村会長)

はい、ありがとうございます。現時点では、以上のようなことでしたが、よろしいでしょうか。またいろいろ、先ほどのご意見を含めて、話をさせていただければと思います。

(委員)

ちょっとごめんなさいね。本来的には新しい制度の中に、出だしのところには、看護師なんていうのも入ってたんですよ。入って。この新しい制度に、今の。新しい、この子ども・子育て支援法の中で考えていくときに、最初の扱いには看護師なんかを一応見えてたんですが。出てきたものは、そこからなくなってきてしまっているというふうなことになってるんじゃないかなというふうに思います。本来的にやっぱり、働いている先生の中に、そういうものを持ち込んでいくべきだろうというふうには思いましたけれども。幼稚園のほうは、学校なんかの幼児教育の中に入ってなかったように思うので。それで、ちょっとね、新しい制度の中に、本来的にはそういうふうに入れて、やっぱり子どもさんを守っていくということを、とるべきだったんじゃないかというふうには見てますけれども。もしそれがそうでなければ、28の予算の中でそういう展開を考えていくということは、考えられるかなというふうに思います。

(吉村会長)

はい、ありがとうございます。

(委員)

いわゆる一時預かり事業というのが、今度やっぱり新制度の中に入ってきて。これは新たに幼稚園も参入できるというふうな形になってる中で、市町村によって、これやっぱり3分の1、3分の1で、市町村が3分の1を担うというふうな形と、今後の制度の中でや

やはり市町村負担ということが、非常に大きな意味合いを持ってきますけれども。市町村によって、まさに力が違うというか、財政力が伴わない場面も出てくると、それからもう1点は、例えば私立幼稚園で考えますと、私立幼稚園のない市町村があるわけですね。今までの分だと、そういうないところは、国の総務省のほうから、地方交付税の中にはそういう割は入れているという説明をいただくんですけども、使い道は、交付税の場合は市町村が決定をするという形で、ないものには出さないというふうなことがあります。今後やっぱり、この制度がこの全ての事業の中で進まない分は、やはりある種突き詰めていけば、お金が出せるのか出せないのかという辺り。まさに看護師なんかは、例えば一定の金額を出さない限りは集まってこない。特に看護師の世界で言えば医療現場が中心であって、介護であったり、それから学校現場に来るということは、あまり考えられていない。その中でやはり、お金との関わりも非常に大きな部分になってこようかと思うけど、そういう財源が確保できるのかどうかという辺りを、ぜひとも県としてお薦めをいただきたいという。お願い方々と、質問です。

もう1点は、この周知がまさに十分に行き届いているのかどうか。例えば今度の新制度に至っても、周知を行うということですけど、27年の4月にスタートするということは、華々しく周知をされましたけれども、内容に至って、その利用される、本当に主人公である最善の利益を、子どもたちの最善の利益ということで、子育て支援家庭全てが中心になるはずですけども、そこに至る周知というのが果たして十分行き届いているのか。それを国にも、さらに県としてお願いをしていただきたい。非常に複雑な形になって、もともとシンプルに、子育て支援家庭を、子育て家庭を支援するということがあるはずですけども、制度が複雑になったりとか、非常に細かな部分になると、各現場に行き届いていないのではないかというふうに、今感じておりますので、今後その辺、この事業も含めまして、財源の確保とともに、こういう目的でやっているんだということの、周知徹底をもっと図っていただきたいなど。せっかくいいことをやりゆうけどたどり着かない。コンシェルジュにしたって、コンシェルジュのあり場がどこなのかという辺り。われわれ市町村と接する部分があると思いますけど、ぜひとも市町村ができるような体制づくりというのをやっていかないと、2分の1で市町村負担がない部分があったり、3分の1ずつ出していくということで十分出せない。それから、それに人材が居ないというふうな、特に資格を持った人を要するということが出てきますので、難しいかなと思いつつながら。ぜひ周知とその財源の確保という部分をお願いしたいと。まさに、これやっぱり投資の部分だと思うんですね。投資をすることによって今後が変わってくるという部分だろうと思いますので。ぜひそういうふうな形で進めていただきたい。お願い方々、思うようなところでございます。以上です。

(吉村会長)

はい、ありがとうございます。構いませんか。

(少子対策課)

広報については、まさにご指摘のとおりだと思いますので、県としましても、9月なり、ある程度の時期に周知をするような努力をしたいと考えております。

あと財源の部分につきましては、基本的に制度の設計がなされれば、交付税等々で財源は確保されるんですが、その部分についての市町村への理解がないと協力してもらえない部分もございますので、県としても、市町村を含めきちんと説明をするようにしてまいります。

(委員)

どうぞよろしく。

(吉村会長)

はい、お願いします。

(委員)

一時預かりについての質問で、事業の内容のところ、一時的に困難となった乳幼児ですよね、保育の。先ほど周知のお話が出たんですけども、今一時預かりについては、とてもその子育て支援の意味で、他県での取り組みとかいろいろ見ましても、在宅の子育て家庭に向けて、結局支援をしようというところ、一時預かりの役割というのも大きいと思うんですけど。その、まさに利用者側に立って、保育が困難なときの一時預かりというところへの周知なんですけれど。やはり子どもの数が減っていく中で、いろいろな声を集めたときに、ゆとりある時間がない、自分の時間が欲しいというお母さん、多いと思いますね。そういった中で、困難というのをどういうふうに、この一時預かりを利用する利用者にとって周知していくのか。もっと子育てする時間を奪ってはいけないというところの問題とも絡み合いながらも、リフレッシュをする時間、お母さんの時間を持ちたいときにも利用していいですよというようなお知らせも、この中にあるのであるならば、その事業の内容として、本当に支援として制度が生きるのではないか。

私、保育の現場で一時預かりに携わってしまっているのは、とっても使い勝手が悪い。うちの園のときは、前日までの利用申し込みなんです。でも当日、急な事情ができる場合もあります。ですから、何かそここのところで本当に今支援が、子育て家庭に寄り添うように、本当に制度が整ってきているだけに、内容がきちんと生かされる支援につながるためにも、使い勝手のよい制度というか。そういうのも行政のほうで、今後考えていただけたらなというふうに思います。

それから、今その周知のところ、今ワンストップで切れ目なく、妊娠、出産から、ずっと県のほうも取り組んでらっしゃると思うので、そういうところで、何か子育て家庭にも、この新制度の利益がきちんと行くように。年に1回でもいいですって。1日じゃなくてもいいんですね。1時間でもいい。2、3時間の利用でもいいですって。ワンストップの窓口のところ、一時預かりを利用しますよってというような広報もしていただけたらなというふうに、個人的に思っています。

それから、一緒にあれなんですけれど。放課後児童クラブで、高知市だけではないでしょうか、公設直営というか、民営がまだ設置主体として参入されていないと思うんですけど。ニーズがだんだん広がる中で、児童クラブの役割を今本当に見直されてきていますので、いろいろな設置主体の参入で、多様なニーズに応えるきめ細かな放課後児童クラブというの、今後県として市町村に働きかけていってほしいなというふうに思います。以上です。

(吉村会長)

はい、ありがとうございます。一時預かり事業で、困難というその表現、その言葉の意味とか、そういうような周知の在り方等についてご意見をいただきました。また放課後児童のほうでもご意見をいただきましたけれども、担当課のほうで何かご回答が、もしございましたらお願いします。

(幼保支援課)

一時預かり、先ほど課長のほうから説明をさせていただきましたけれども、先ほど申しましたように、4類型に一時預かりというところがあります。今なさっている一時預かりですね。保育所が中心となっている一時預かりが一般型という形になります。その次に余裕活用型といいますのが、認定こども園さんとか保育所で、定員に余裕がある場合に、その定員までの人数をお預かりができるようになったというのが余裕活用型。それと3番目の幼稚園型というのは、これは幼稚園の今行っています預かり保育、これが一時預かりになるという形になります。ただ、幼稚園の一時預かりは、預かり保育は、今継続児のみになっておりますけれども、これを拡大して一般の子どもさんもお預かりができる。しかもその幼稚園の中では、0歳児からお預かりもできるようになるよと、というような形になっております。そして最後の訪問型が、これは家庭へ行って、いわゆるその障害児さんとか、それから病気の方とかそういったことで、施設で一時預かりができないご家庭に訪問をして、保護者に代わって見ましょうという形の部分が訪問型という形になります。ですから、これはまさしく先ほど委員さんがおっしゃっていただきましたように、市町村がどのような一時預かりを自分のところでやるのか、そういったところを明確に出していただたく、非常に子育て支援の中で幅が広がる事業の一つでございます。

今の一時預かりでしたら、例えば預かる側にも非常に責任がございますので、登録というものをしております。戸田会長さんのところにも、まず保護者に登録をしていただいて、それから予約制という形になっています。それは大切な子どもさんを預かるにしましては、当たり前なことなんですけれども、1施設しか利用ができないという形になっています。じゃあほかに空いている施設があったら、そこにも利用できないものか。そういったことを、また市町村の中で話していただく。子ども・子育て会議等で話していただいて、そういうふうな利用もありますよというところで広げていただく。

当然私どものほうも、こういった活用がありますよと、知ったのもつい最近でございます。なかなかそこを市町村のほうに、周知もできてないんですけれども。そういったいろんなアイデアで使うことができるような。しかも安全第一ですので。安全第一で、アイデアを持って活用ができるというのが、この一時預かりですので。ぜひそういったことを今後も、来年度即ということにはならないと思いますけれども、市町村のほうにも周知をして、そういったいろいろな活用があるんだよと、いうところも理解をしていただいて。また皆さんのほうにも周知をしていきたいなと、いうふうに思っておりますので、ご理解のほうよろしく願いいたします。

(委員)

一時保育は非常に立てにくいというふうなお話があったようでございます。一時保育というのは、自分のところで地域のニーズに、そういうふうなニーズがあるかどうかというのを、当の保育所側は調べるというか、声を聞いて。そこでどれぐらい必要なのかというふうな形で、各施設、施設というか方針の中で人数を設定するというふうに思います。だから、ただし年齢も例えば0歳児からいくのか、0歳児じゃなくて1歳児からいくのか、というふうな方針の中で考えてますので。例えば0歳時のところを、そういうふうなものがあっても使い回しという状況が出る。だから、そういう意味では使いにくいというふうなことが出てくるだろうかというふうに思います。自分のところは、0歳児であっても若干月齢が高くなれば、もう受け入れますよという。直ちに行きます。この、これ事業として考えたときに、今後どういうふうにしていくか分かりませんが、利用人数によ

って、補助金が設定されている。例えば900人以上とか、900人から1,500人まで一括というふうに、補助金としての活用、あとは利用料の収入ですね。だから利用料を、例えば3歳未満と3歳以上、それが一日使って幾らで、半日だったら幾らぐらい、延長にかかったら幾らぐらいというふうなやり方をする。それでやったとしても、人件費としては多分二人も出ないですよ。だからそここのところが、かえって施設でやる時にいいと思うけど、やったけれども、自分ところからそれを運営費を足していく。悪い言葉ですけども、自分ところで負担していかなければというふうな部分もありますんで、ちょっと渋るということも現実的にはあるんだろうなというふうには思います。ただ、社会福祉施設として考えたときには、そここのところはやっぱり10名でも5名でもあれば、やるというのがやはり大きな姿勢ではないか。そういうことをやらないと、社会福祉法人のやっぱり公共精神いうのを問われていくと、今新聞なんかで言われてますけれども。そういうところを語っていくんだろうなというふうには思います。そここのところは、施設がやるかやらないか。やると設定したときに必要となる。どれぐらいの規模でやるか。それを例えば、部屋があるのか。今回、家で構わない。だから保育士さんが1人でもいい、いうふうなことが出てきます。現状ではやっぱり2人要る。そういうことを考えると、家庭を考えたときに、やっぱり今、虐待とかいろんなことを言われてますので、そういう形の中で、保護者の方が一時保育として預けることによって、そういうものを防いでいくという可能性もあるので。だから、そういう意味では非常に大事な部分だろうし、今後ますますニーズは高くなる可能性もあるというふうには思うところです。だから、制度的に非常に不安定さがある事業であるということが、何と言いますか、考えておく必要があるんだろうなというふうに思います。以上です。

(吉村会長)

はい、ありがとうございます。あと報告事項について、何か話がございますでしょうか。

(生涯学習課)

民間の参入のお話を、事業主体が市町村ですので、ちょっと県のほうにはまだそういうお話は入っておりませんが、他県では民間の方がやっておられるというお話は聞いております。ただ、なかなか高額な児童クラブもたまにあるというふうには聞いております。それからやっぱり、その民間の中でもやはり格差があったりとか、いろいろ問題も出ておるようには、ちょっと耳にしております。高知県の場合は、県のほうで研修のほうも今やっております。それからあと、いろいろ児童が夏休み、長い休みの間は、各種団体の協力とかありまして、それから人材バンクに登録しております、講師の方の出前講座とか、いろいろ学習の面もそろえて、できるだけいいものという形で、企業へも協力を求めるような形でやっております。ちょっとお答えになったかどうか、分かりませんが、高知県ではそういう形でやっております。

(吉村会長)

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(委員)

先ほどの民間の参入についてですけど、もちろんその、料金の面で民間のほうが高くなるとか、それはもちろんいろいろな問題がそこで発生するとは思いますが、今後やっぱ

りその、学年の広がりとか時間の問題、それから地域によっては、やはり子どもたちが夕方安全に、児童クラブが終わった後、歩いて帰れる地域であるかとか。いろいろな学校の状況も違ってくると思うんです。ですから、公的なものだけで対応できない需要とかいうのが生まれるのであるならば、やはりそこに県の制度として、しっかり支援をされて、安全なども守られた設置主体の参入というの、今後検討していただけるのが必要じゃないかなというふうに考えてお話をさせていただきました。

(生涯学習課)

ありがとうございます。私どものほうは、年に2回ほど市町村のほうには回らせていただいて。それから現場のほうにも、常に担当の者が行かせていただいて、いろいろと状況も見させていただいて、お話も伺ったりとかしております。今後もそういう形で、ニーズのほうを把握しながら、また必要のあるところがありましたら、援助していくような形でやっていきたいと思っております。ありがとうございました。

(委員)

すみません、もうこれで私も終わりにします。ちょっとお尋ねしたい。ちょっと児童クラブは一応大規模校とかいうことですか。学校の中にある。それで小規模校の場合は、それないでしょうね。当てはまりますか。

指導員とかっていう配置はないですね。小規模校で、小規模校の中で、人数的に10名ぐらいだったらないでしょ。

(生涯学習課)

はい、やっております。10人ぐらいまででないと、国の補助が出ませんけれども、今年度新規で県のほうは補助金をつくりまして、9名から5名の間であれば、新たな小規模用をつくっております。

(委員)

ありがとうございます。私、布師田でございます。100人を切った小学校でございます。そこに居場所という形で、子どもさんが放課後そこに行って、クラブを受けてます。その方々は本当にボランティアみたいな形で、そんなに料金的に高額ではございませんので。やっておりますので。子どもの最善の利益ということを考えたら、大きくても小さくても一緒やと、いうふうに私は考えておりますので。すみませんが、そのところをまたお願いします。本当にありがとうございました。

(吉村会長)

はい、ありがとうございます。ちょっと予定の時間をかなりオーバーしていますので。議題について最後に筒井さん。

(委員)

すみません。働きながら子育てをしているお父さん、お母さんにとりましては、後半に出てまいります時間外保育事業でありますとか、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業とか、すごく興味のある事業だと思うんですけども。例えば、先ほどの説明を聞いてまして、病児・病後児保育事業なんですけども。やっぱり実際の量の見込みに対し

て、なかなか追いついてないという状況で。その状況として、小児科医の不足でありますとか、なかなか経営が難しいという問題があるということなんですけれども。これはあれですか、例えば補助金の上限額が決まっているので、それ以上なかなか補助金は出せないとか。もしくはその、なかなかそういうことに対して、積極的な量の予算がないとか、そういう現状なんですか。今後、見通しとして、こういう量の見込みがありますので、どのようにこういう課題を克服していくべきなのか。もし何か方向性等ありましたら、教えていただきたいなと思いますけども。

(吉村会長)

はい、これについて幼保支援課さん。

(幼保支援課)

病児・病後児保育は、国の補助金も活用して、利用人数に応じてお金が出るようになっていきます。利用人数が多くなればなるほど、加算が増えるという形になります。今後については、今市町村から上がっている病児・病後児のニーズについても、まず市町村の子ども・子育て会議でニーズの精査がされて、それに対応する体制を整えるということになりますので。体制を整えられるように県としても、先ほどお話いただきましたけれども、そういったことも参考にして、支援してまいりたいと思います。

(委員)

ぜひ、よろしく願います。

(吉村会長)

はい、ありがとうございます。たくさんのご意見、誠にありがとうございました。それでは議題1は、これでいったん終了とさせていただきます。

ここで事務局の生涯学習課が、業務の都合により退席となります。どうもありがとうございました。

それでは次の議題に移らせていただきます。2、教育・保育提供区域の設定について、こちらは事務局の幼保支援課長からご説明をお願いします。

教育・保育提供区域の設定について（幼保支援支援課）

(幼保支援課)

教育・保育提供区域の設定について、説明をさせていただきます。資料2になります。右上に資料2と書いてある部分でございます。この区域とは、市町村が定める教育・保育の提供区域を勘案して、教育・保育の量の見込み、つまり保育所や幼稚園、認定こども園などを利用する、子どもの人数の見込みや、その人数を受け入れるための施設整備の内容、その整備を実施する時期を定める単位となるものです。この区域は各市町村を一つの区域として設定、つまりこの場合は県内に34区域が設定されるということになりますし。そうじゃなくて、複数の市町村を一つの区域として設定することも可能となっています。

なお、区域ごとに定める施設の利用定員の総数は、幼稚園、保育所、認定こども園の設置を、今後新たに認可、または認定する際の需給調整の判断基準となり、例えばある区域

で定めた利用定員総数に既に達している場合は、保育所設置の認可申請などが新たに出てきても、既に需要を満たしているという理由で、設置を認可しないということができることとなります。

1行目に、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案してとございましたが、右のほうに参考として、市町村の区域設定について書いております。国の基本方針で示されている内容を記載しておりますが、市町村の区域設定は、地理的、社会的条件、現在の教育・保育施設の整備状況などを総合的に勘案して、小学校区、行政区等を単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な地域を区切って設定されるものです。

現在のところ高知市以外の市町村は、各市町村内に複数の区域を設定する予定はなく、1区域として設定する予定とのことです。高知市は現在のところ、複数の区域設定を予定しているとのことでございます。

区域の設定の考え方に移りますが。教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を通じて、共通の区域を設定するということが基本となりますが、実態に応じた区域設定も可能となっております。区域設定の例を記載しております。この例ではA市、B町、C村として、A市では1号認定、つまり幼稚園利用見込者数が20名に対し、現状の受け入れ体制が10名であるため供給不足となります。2号認定、つまり保育所への入所が必要と認められる満3歳以上の子どもについては、見込みが20人に対し、受け入れ体制も20人整っていることから、需給と供給が一致をしております。3号認定、保育所への入所が必要と認められる満3歳未満の子どもについては、見込みが30名に対し、供給が20名で、1号認定と同様供給不足となります。B町、C村の説明は省略しますが、こうしたケースの場合における区域の設定ケースと、それぞれ必要となる対応を記載しております。

右のほうに移りますが、(1)は、各市町村を1区域と設定する場合で。この場合はA市では1号認定、3号認定の需要が供給を上回っているため、施設整備の計画が必要となり、施設設置の申請があれば認めるということとなります。

(2)はA市、B町、C村をまとめて一つの区域として設定する場合です。A市、B町、C村を合計したものが左下の表となりますが、いずれも需要と供給が一致しているか、供給が上回っていますので、施設整備の申請があった場合、認可しないことができるということになり、先ほど(1)の事例では、A市では1号認定、3号認定とも施設整備が必要でしたが、区域設定を仮に(2)のようにすると、必ずしも施設整備は必要ではないということになってまいります。

(3)は1号認定、2号認定、3号認定ごとに区域を設定する事例として。1号認定は3市町村で区域設定を行う。2号、3号は、各市町村ごとに設定するという事例です。この場合、1号認定は見込み30名に対し供給が30名ですので、施設整備の必要がありませんが、各市町村ごとに区域設定する2号認定、3号認定については、A市の3号認定のみ施設整備が必要となります。(1)の事例では、A市では1号認定の施設整備が必要でしたが、(3)の区域設定としますと、必ずしも整備の必要がないということになってまいります。

県としましては、どこに住んでいても、質の高い教育・保育を、可能な限り自宅に近い場所で受けることができるようにすることが基本であると考えております。委員の皆さまのご意見も伺いながら、また市町村の区域設定の検討状況も見ながら、区域設定の案を考えてまいりたいと思っております。委員の皆さまのご意見をお聞かせいただけたらと思います。なお、この区域設定が、区域外への入園を希望する保護者の意向を阻むものになるものではないことを申し添えておきます。

次のページをお願いいたします。1号認定、2号認定、3号認定の量の見込みです。下

の端に記載しておりますが、この表の数字は暫定的なものであり、市町村の子ども・子育て会議の中で、今後変更される可能性のある数字ですが、それぞれの差し引き欄をご覧くださいと、白の三角の付いている部分が、供給不足の見込まれているところとして、資料の右半分、3号認定の左側、0歳児の差し引き欄の三角が、他に比べて特に多くなっているという状況でございます。以上でございます。

(吉村会長)

はい。それでは、教育・保育提供区域の設定について、ご意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。特に保育、幼稚園の関係の委員の方、大変重要になってくることかと思えますけれども。いかがでしょうか。

(委員)

よろしいでしょうか。

(吉村会長)

はい、お願いします。

(委員)

現在、私立幼稚園は、いわゆるこういう市町村をまたいで入園ができるというふうな、広域入園といいますか、入所というふうな形が取れております。そのことが先ほどの説明の中でも、区域を分けたとしても、各家庭がどこに行きたいかというふうな部分を、阻害するものではないということであるということがあって、非常に安心もしておりますし、まさに、じゃあ現実的に考えて、非常に遠くから来るということはありません。高知市に室戸から来るとか、清水から来るなんていうのは、もう物理的に無理な話ですけども。ある程度この区域を分けることで、この少子化との兼ね合わせの中で、施設を新たにつくる、供給体制を確立しなければいけないというのは、あまり現実的な話ではないんじゃないかなというふうな。ただその中で、今度の新制度の中で、いわゆる小規模であったりとか、家庭的というところ、これはこれでちょっと問題を感じる場所があるんですけども。そういう細かな形での対応ができていくということ。あまり小さくならないで、ある種まとまった形の部分もつくりながらの区域設定というのが、望まれるんじゃないかなというふうに思います。ちなみに高知市のほうは、確か四つに分けるようなことが、もう既に決まっているやに思います、かといってそれが、小学校区や中学校区のように、それによって制限される分ではないというふうなことです。ある程度まとまりが要るのではないかなというふうに思いますが、まさに前半で言われました、行きたいところを選べるというのは、大事な部分であろうかと思えます。ぜひともそこは保障していただくようなことをお考えいただきたいという、お願いと意見でございます。以上です。

(吉村会長)

はい、ありがとうございます。今の宮地委員さんのご意見、それも含めての多分ご説明だったんじゃないかなと思えますけれども。また今後検討される際、よろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。はい、お願いします。

(委員)

失礼します。先ほどの話なんですが地域をまたいで、つまり行きたいところ、保護者が希望するところに行けるところで。例えば公立の幼稚園等の場合も、含まれるということですか。

(吉村会長)

よろしいですか。

(幼保支援課)

はい。

(吉村会長)

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

(委員)

私もあんまり区域を設定しなくてもいいんじゃないかという。それで行きや2か、2ぐらいでいいかなと。それで見たときに、次のページの中に供給体制というのが書かれてますが。それ見て一番出てきているのが、3号認定の0歳のところですね。ここに非常に負担がかかってくる。多いところと少ないところもあるというのがありますけれども、何かこのところは、新しいものをつくらなくてもいける可能性はあるんじゃないかなというふうには思います。ただ、これは現状の中の一つのあれですので。ただこれ、1号認定と2号認定、3号認定、時間がかかってくるので、その中でどういうふうに動くかというのは、ここはちょっと考えられてないんだろうなというふうに思います。私もそんなに今つくるといことは、あんまりしなくても対応できるんじゃないか、31年度のところを、ずっと見ましたが。現在の供給体制で、この通りいけるような形になってるんじゃないかというふうには見えると思う。2号認定のところ、1号認定の現在の体制と比べる。それから2号認定の現在のところで、若干出てきている。それから0歳のところで一番出てきているという。このところが、どう考えるかということにしないといけない、というふうに思いますけれども。1、2歳のところは、31年度を見ても供給体制の中に入るし、31年度見たときには、若干減るというところもある。だから、そういうことを考えたら、小規模保育というのは進むかどうかということ、ちょっと分かりませんが。そういうところから、もし出てきたときにカバーできるところもあるのかな、というふうなことも考えますので。あまり増やしていくということ、考えなくてもいいんじゃないかなというふうには思います。

(吉村会長)

はい。ただ今ご意見がありましたけれども。事務局のほうで何かご回答することがございますか。ご意見ということで。

(幼保支援課)

ありがとうございます。0歳児の待機児童を、どうやって発生させないようにするかが、大きなところだと思いますので。その点も考えながら、先ほどいただいた意見を参考に考えたいと思います。

(吉村会長)

はい、よろしく申し上げます。ほかにご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員)

ちょっと構いませんか。

(吉村会長)

はい、お願いします。中内さん。

(委員)

すみません。この量の見込みの部分で、3号認定についての0歳児の部分で、三角になっている提供数ですが。この高知市における950というのは、これはもう増やすことができない数値として考えておけばよろしいのか。要は全ての市町村について数字が上がっているものは、増やすことができない数字なのかということです。現状はこうですが、今後の子育て支援会議の中で、これを増やしていくことができないのか。それをちょっとお教え願いたい。

(吉村会長)

はい、ありがとうございます。ただ今のご質問に対して、いかがでしょうか。

(幼保支援課)

各市町村で立てる計画というのが、今後5年間の計画を立てて、その中で希望する保育所に入れなかった方を解消していこうということですので。施設は必要であれば増やしていくと。

(委員)

受入人数ですよ。施設を増やすのではなくて。

(幼保支援課)

現在の施設に余裕があれば、受入人数を増やすことができます。

(委員)

では、この数値も変わってくる可能性もあるということですね。

(幼保支援課)

はい、そうです。

(委員)

分かりました。

(委員)

例えばあれですね、既存のところを増やしていくということも考えられますね。それから高知市の場合でしたら、木造の園舎を改築されているところがありますね。そしたら、そういうのを地域条件とか、そこの定員の変更というのはあり得る。そういうことを考え

ていったら、このところは子どもさんの数を。ここには現在こう出てますけれども、流動的であるということは思います。

(吉村会長)

はい、ありがとうございます。ほかにはよろしいでしょうか。

はい、それではちょっと時間も押していますので、次の議題に移らせていただきたいと思います。次は3、専門的な知識および技術を要する支援についての①、児童虐待防止、社会的養護体制、母子家庭および父子家庭の自立支援の推進について、まずは事務局の児童家庭課、森課長さんのほうから、よろしくお願いいたします。

専門的な知識及び技術を要する支援について

① 児童虐待防止、社会的養護体制、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進 (児童家庭課)

(児童家庭課)

はい、児童家庭課でございます。よろしくお願いいたします。私のほうからは、今お話がありました専門的な知識および技術を要する子育て支援、特に専門性の高い施策の実施ということでご説明します。お手元の資料の3-1と書いた資料。A3版の一覧表と、それからA4版の個表がございますけれども。A3版のほうで説明いたしますが、併せてA4版のほう、個表もお開きいただけたらと思います。

まず最初に、1の児童虐待防止対策の充実、(1)の児童相談所の体制の強化につきましてです。児童相談所ですが、平成20年に南国市で発生しました、児童虐待死亡事件を受けまして設置されました、児童虐待死亡事例検証委員会のほうから、当時13項目に及ぶ提言を受けまして、児童虐待の対応の取り組みを進めまして、その取り組みを検証委員会のほうに情報報告をして、意見をいただきながら、これまで着実に取り組みを進めてまいりました。現在も提言に基づいて、継続をして取り組んでいるところです。

児童虐待の認定件数ですが、年間はおおむね150件ほどで推移をしております。児童相談所へのその他の相談を含む全体の相談件数は、同様に2,500件で推移をしておりますけれども。その相談内容というのは、年々複雑化、多様化が進んでおりまして、児童相談所には、やはり専門性の向上ですとか、運営体制の一層の強化というものが求められているところでございます。

また、一時的に児童を保護するケースも、年間190件前後で推移をしておりますけれども、保護した子どもが生活をする一時保護所、この狭隘化ですとか、児童の非行児と被虐待児の混合処遇のことが課題ということにもなっています。

こういった状況の中で、外部の専門家の力をお借りするといったことで、児童相談所の体制でありますとか、運営力の強化を行いますとともに、県外の児童相談所への長期実務研修ですとか、研修の体系に基づいた職員研修、あるいは専門職の採用などといったことを行いまして、人材確保ですとか専門性の確保につなげてまいります。

また、一時保護所につきましてですが、県立の療育福祉センターと中央児相を合築して設置します、仮称、子ども総合センターに併設されますけれども、そこで個室化ですとか、緊急一時保護に対応可能な居室の配置といったものを計画しているところでございます。

次の(2)、市町村や関係機関との役割分担および連携の推進につきましてですが、市町村のほうで担っていただいております、第一義的な相談機関としての役割といったものを果たしていただくよう、県としましては市町村の後方で支援する専門機関としての役割を

担っております。市町村では、児童家庭相談担当部所の職員が、年間3分の1ほどは毎年異動することですとか、社会福祉士といった専門職の採用といったことは行っておりませんので、市町村の相談支援体制強化への支援策ということで、専門性の確保のための児童福祉司任用資格取得講習会の実施ですとか、新任・中堅職員研修の実施、そして市町村の要保護児対策地域協議会に参加しまして、ケースへの助言といった支援をしているところがございます。

次に(3)、妊婦や子育て家庭の相談体制の整備につきましては、市町村の妊婦等に対する相談体制の整備や、支援を要する家庭の把握、そして関係機関と市町村との連携強化といった項目が主な取り組みとなります。妊婦等への相談体制につきましては、どの市町村でも一定は整備されておりますことから、妊娠中から関係づくりを促進しまして、ハイリスク妊婦等への早期支援を行うなど、市町村の相談対応機能の充実に支援しますほか、相談窓口の周知がさらに必要となります。特に支援を要する家庭の把握につきましては、乳児健診等を担います保健部署と、児童の養護を担います、福祉部門との連携のための仕組みが、各市町村にはございますので、今後はこの仕組みの強化に向けまして、県が支援をまいります。

また、関係機関と市町村との連携強化に向けては、新たな団体に対する要保護児童対策地域協議会への参加要請ですとか、そういった団体への要望といったことについて、県からも協力依頼を行うことで、市町村の活動を支援してまいります。

次に、ページを開けていただきまして、(4)の児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証でございます。こちらは先程も申し上げましたとおり、南国市の死亡事件の発生を受けまして、現在、児童福祉審議会の中に、児童虐待検証部会を既に設置をしまして、再発防止を図るための検証体制といったものを整えています。児童相談所に対しましては、13項目の提言に対する取り組みを現在も実施をしまして、今後も取り組みを継続してまいります。

二つ目の、社会的養護体制の充実にについて、ご説明をいたします。社会的養護体制の充実ににつきましては、本年度県が策定することとなっております、家庭的養護推進のための計画において、取りまとめをする予定でございます。児童福祉審議会のご意見をお聞きしまして、本年9月ごろをめどに原案を作成しました上で、子ども・子育て支援会議にご報告させていただきまして、ご意見をいただいた上で最終的な取りまとめをしたいというふうに考えております。このため、今回のご説明につきましては、大まかな方向性のみのご説明となりますのでご了承ください。

家庭的養護の推進のうちの、アの里親委託等の推進につきましては、全国的にも下位に位置しています里親への委託を支援するため、里親制度啓発活動を通じました、新規里親の開拓等に取り組む必要があります。また、イの、施設の小規模化および地域分散化の推進では、児童養護施設等による養護が、全国でも上位に位置しておりますので、急激な児童人口の減少を見据えた、適正な施設の定員を設定しますとともに、子どもを集団で養育する現在の大舎、中舎制から、できる限り小さなグループでの養護へと転換させる必要があります。

次に(2)の、専門的ケアの充実および人材の確保・育成は、先ほど述べました小規模化が進むことと平行しまして、子ども1人1人の状況に応じた処遇を行うために、児童養護施設の職員研修ですとか、スーパーバイズを行える基幹職員の配置などの充実が求められております。

次のページをお願いをいたします。(3)の自立支援の充実としまして、施設を退所した児童の自立生活をより良いものにするため、施設に居る間に、家庭的な養育環境の中での

生活を経験するための小規模グループ化ですとか、民間住宅を活用しまして、地域社会の中で生活をしていくといったこと、それからまた、退所後のアフターケアを充実するといったことなどが必要となります。

また、(4)の、家庭的支援および地域支援の充実につきましては、地域で生活する子育て家庭の支援ですとか、支援のことで市町村や児童相談所からの要請ですとか、地域からのニーズに応じまして、児童養護施設等による支援が、これまで以上に求められるというふうに考えておりますので、そうしたことに対応できる体制の整備を目指してまいります。

最後に(5)の、子どもの権利擁護の推進につきましては、既に、措置児童の虐待対応ガイドラインの制定ですとか、子どもの権利ノートを使った入所児童への説明・啓発のほか、児童養護施設等が第三者評価制度の受審による評価を受け、サービスの質の向上の取り組みを行っておりますので、今後もこれらの取り組みを着実に実施をしてまいります。

次に3の、母子家庭および父子家庭の自立支援の推進でございます。現状としましては、平成22年の国勢調査によりますと、高知県のひとり親世帯は2.28%、全国3位と、前回の平成17年度の2.26%、4位から高くなっておりますが、毎年4月1日現在で、市町村が把握しておりますひとり親の世帯数につきましては、母子と父子合計ですが、平成23年の1万5,449世帯をピークに、減少傾向にあります。平成26年では、1万4,882世帯ということになっております。

また平成23年1月現在、県で実施しましたひとり親家庭の実態調査では、就労収入が200万円未満の世帯は、母子世帯で67.4%、父子世帯では41.7%で、無職の割合は母子世帯が12.6%、父子世帯も6.1%というふうな状況になってございます。

さらに、同調査によりまして、支援制度を知らないと言った方の割合の、主なものをそこにも上げておりますけれども、母子家庭等就業・自立支援センターを知らない方が、母子世帯で39.1%、父子世帯で77.2%という状況になっております。

この23年1月に県が実施しました実態調査を受けまして、県では母子及び寡婦福祉法に基づいて、平成24年度ですが、第二次高知県ひとり親家庭等自立促進計画を策定しまして、それに基づいて現在も対策を進めています。その中で課題ですけれども、①ひとり親家庭の不安定な就労状況に対する支援、②それからひとり親家庭の所得の低さに対する支援、③子育て支援の充実、④各種制度の周知、この四つが課題として整理をしております。

具体的な取り組みとしまして、就業支援では、母子家庭等就業・自立支援センターによる就業情報の提供ですとか、就業の斡旋、それからまたさまざまな相談の取り組み、あるいはハローワークと連携した求人情報の提供といった事業ですとか、実際に技能を取得するための講座の実施、更にはひとり親を雇用した事業主が、優遇される制度の広報を行いまして、就業機会の創出に努めるなどの取り組みを行っております。

次に経済的支援ですが、児童扶養手当、母子寡婦福祉資金貸付制度、ひとり親家庭医療費助成などの制度によりまして支援を実施していきまるとともに、母子家庭等就業・自立支援センターにおきまして、法律相談を充実して対応をしてまいります。

日常生活支援では、生活上の問題のために、子どもの養育が十分でない場合、母子生活支援施設に子どもと一緒に入所しての支援といった、母子生活支援施設の支援機能の充実とショートステイの受託による地域の子育て支援に取り組んでまいります。

次に情報提供・相談支援ですが、生活就業および養育等につきまして、さまざまな機関で就業相談や利用がしやすいよう、充実を図ることといった、相談窓口の周知に取り組んでまいります。また、今年度からになりますけれども、ひとり親家庭等への啓発冊子「母子・女子・寡婦福祉のしおり」を配布しまして、全てのひとり親家庭に配布することで、

各支援制度の周知を図ってまいりたいというふうに思っております。資料としまして、第二次高知県ひとり親家庭等自立促進計画を追加しておりますので、また後でご参照ください。

次に最後のページになります、4の少年非行防止対策の推進でございます。これまでの少年非行の防止に向けました取り組みによりまして、高知県の平成25年の刑法犯少年の人数は518人と、統計を取り始めた昭和24年以降で最も最小の人数になりました。しかしながら、平成25年の高知県で検挙、補導されました20歳未満の少年の非行率は、約180人に1人ということで、全国ワースト上位にありまして、また、暴力行為の発生件数も、全国平均の約2倍ということになっているなど、厳しい状況が続いております。

このため県では、少年非行の防止に向けました抜本強化策ということで、非行に至る要因などの洗い出しを行いまして、早急に解決すべき七つの課題の解消に向けて、具体的な対策や、今後の目指すべき目標などを定めまして、「高知家の子ども見守りプラン」を昨年6月に策定をいたしました。少年非行に関わる、教育、警察、福祉の関係者が連携を強化するとともに、官民協働の力を結集しまして、取り組みを進めているところです。

このプランの中から、高知県子ども・子育て支援事業支援計画で、基本的な対象としております、出産前・乳幼児期から学童期までの子どもに対する課題を抽出しますと、・子どもの規範意識を育み、非行を未然に防止するための取り組みの強化。・地域で子どもを見守り、育む気運の情勢。・養育上の課題がある家庭に対するアプローチの強化。・発達の気になる子どもや保護者への支援の充実がございました。

「子どもの規範意識を育み、非行を未然に防止するための取り組みの強化」につきましては、幼児期から子どもや保護者に対しまして、親子の絆教室などを活用しました規範意識を醸成する取り組みなどを強化してまいります。

また、「地域で子どもを見守り育む気運の醸成」につきましては、民生・児童委員等が学校と情報を共有しまして、関係機関との役割分担をした上で、子どもや家庭を見守る仕組みを小学校単位でつくる取り組みを、県内全域に定着・普及してまいります。

「養育上の課題がある家庭に対するアプローチの強化」につきましては、妊娠期や出産・育児期に、養育上の支援を必要とする家庭を早期に発見し、家庭への相談や支援を行う市町村に対しまして、要保護児童対策地域協議会におきまして助言を行うなど、積極的に支援をしてまいります。

「発達の気になる子どもや保護者の支援の充実」につきましては、発達の気になる子どもの早期発見、早期療育を推進しますとともに、引き続きシートを活用するなどしまして、保育所・幼稚園等から、中学校までの校種間の連携を図りまして、中学校区を中心としました特別支援を柱に据えた教育を推進してまいります。資料としまして、同プランのパンフレットを追加しておりますので、ご参照ください。以上で説明のほうを終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

(吉村会長)

はい、どうもありがとうございました。ただ今ご説明いただいた内容、非常に幅広い立場の方に関わってくることかと思っておりますけれども。ただ今のご説明については、最初の資料1の、1枚めくっていただいた④ですね。専門性の高い施策についてという、この論点に書いてある・現状の県の施策について、・今後の取り組みについて、・市町村への支援について。こうした視点から委員の皆さまのご意見をいただければと思っております。どなたかご意見がございましたでしょうか。児童虐待・社会的養護、こうした面からのご説明でございました。

はい、お願いします。

(委員)

社会的養護についてですが、児童養護施設や里親等に措置をお願いしておられるんじゃないかと思います。そういう中で、里親制度がどのような状況にあるのかということ。それと、施設の小規模化と、地域分散化の推進、そして、小規模化の課題ということで、家庭的な雰囲気と地域社会との関わりということ、小規模グループ化によって、何とかそういうものをうまくやっていくというふうに、そういうことを進めていくということでしたが、これは、県養（県の児童養護施設協議会）からの話とか、そういうもの当然出てくるんだろうと思いますが、進めていける可能性があるのかどうか。私も、必要だと思いますけれども、そうふうな形が取れるのかどうか。現在、実施しているのは中村で一つ、若草園が小規模グループでやっておられるんじゃないかなと思うんですが、ほかのところはまだできてないと思います。その次に専門的ケアですが、児童養護施設に入所している子どもたちに、障害等のある子どもが27.6%というのは、結構高いのではないかな、と思うデータで、ここに対し、児童養護施設のところでは、この障害をお持ちの子どもさんに対しての職員の配置というのは、多分されてないんだろうな、課題として出てないんだろうなというふうに思うところがございます。こういう点に対し、配置を考えていくということが必要ではないか。それから、自立支援の充実のところ、これ施設と書いておりますが、これは自立支援の施設ということによろしいですか。

(児童福祉課)

はい。そうです。

(委員)

はい、分かりました。児童養護施設なんかの場合は、アフターケアというのものもあるんだろうと思うんですが、やっぱり外へ出て行って、子どもたちが何というか関わりを持ちにくいというときには、アフターケアというのは当然出てくるだろうなと思うわけですが、そういうこともぜひ考えていくべきかなと思うところです。

(吉村会長)

はい、ありがとうございます。ただ今の社会的養護について、ご意見等がございまして、補足することとかがございますでしょうか。

(児童家庭課)

まず里親の今の状況ということを含めてのご質問だったかと思いますが、里親につきましては、県内、今現在76名の方で、ご夫婦といえますか、組で考えますと43組の方が現在おいでです。そのうち20組の方に、28名の子どもを養育していただいているという状況であります。そのそれぞれの里親さんの県内の配置ということを見たときに、東部のほうは、里親さんは少のうございます。県中央部、それからまた幡多のほうに、それとまた嶺北、この辺りに里親さんが分散しているという状況ですので、そういった偏りですか、あるいはまた里親をやられている方の人数につきましても、もっと増やしていくといったことが、これからの課題かと思えます。あわせて、こういった里親さんを増やしていくに従って、里親さんの専門性というところにも、これから県としても取り組んでいく必要があるかなと思います。

それから、施設の地域分散化のお話がありました。養協との話ということでございますが、国のほうで、今後施設は、施設内で子ども3分の1、それから施設が外で地域小規模・お家を借りて対応するといった子どもが3分の1、それからまた里親3分の1やっていくというふうなことがございまして、昨年度、施設のほうに、施設の小規模化推進計画というものをつくっていただいて、現在、それを県のほうでいただいているところです。その計画も踏まえながら、これから県でこの家庭的養護の推進計画をつくっていくという段取りとなっています。

それから、施設での障害のある子どもが多いということですが、実際、障害児の入所施設に入って支援するほうが適当なお子さん、障害の程度からやはり他の子どもと一緒に、こういった養護施設のほうで生活をしたほうが良いというお子さんがおられます。児童相談所のほうで、十分日常生活が可能なお子さんで、障害のある子どもは、こういった児童養護施設に措置をさせていただいて、そこで生活をしていただいているというのが実態です。

障害児への対応を考え、これに特別の措置費ということでの加算はございませんので、通常の職員配置の中で対応していただいている状況です。ただ、今後小規模化を進めることに対して、今、子ども5.5人に1人という配置が、4人に1人という配置に変わってまいりますので、そういったところで対応していただくということになると思います。

(吉村会長)

はい、ありがとうございます。

(委員)

私も以前児童養護施設に居たものですから。40年ぐらい前に。グループホームは見学に行ったところもあるんだろうというふうに思います。それが急に県内で、この地域の分散というのが本当にできていくだろうかなというふうに、ちょっと危惧をしています。こういった方向に進んで行ったほうが良いんだろうな、いうふうには思います。それと、確かに障害があって、障害児施設に入所していく子どもではない子ども、就学生活ができるという子どもさんはいるので、児童養護施設へ措置しているということは理解できます。ただ、私も勤務状況よく分かりませんが、職員の勤務状況がどんなになるのかということも、少しは考えていかなければならない。今、児童養護施設は、夜、職員が何人なのか。複数は居られるんだろうけど、何分の1以上とかっていうことでもないだろうな。ただ、そういうところに、軽度といえども、障害を持った子どもさんが入ってきたときに、そういうふうな人数で対応できるのかなということ、私はちょっと考えるので、そういうところがもし、今後考えていけるのであれば、ぜひ対応していただきたいというふうに思います。

私の、すぐ保育所の裏側に、児童養護施設愛仁園というのがございまして、そこでお聞きしても、結構入所の中にそういうふうな障害児がいます。4対1の配置でやるから、それでやりなさいといっても、なかなか何というか、平日と夜間との勤務状況もあり、厳しいのではというふうに思いますので、そういうこともお考えいただけたら、ありがたいというふうには思うところでございます。

(吉村会長)

はい。今後検討する際、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかに、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。次の議題のほうに進め

させていただいてよろしいでしょうか。

それではここで、事務局の健康対策課長さんが、業務の都合で退席となります。どうもありがとうございました。

それでは次に2、障害児施策の充実等について、事務局の障害保健福祉課、北添課長さんからご説明をお願いいたします。

専門的な知識及び技術を要する支援について

② 障害児施策の充実等について（障害保健福祉課）

（障害保健福祉課）

障害保健福祉課でございます。よろしく願いいたします。資料のほうですけれども、右の上に資料3-2と書いています資料をお願いいたします。

続きまして、専門的な知識および技術を要する支援についてということで、障害児への施策の充実について、この資料に添いましてポイントをご説明させていただきます。まず、現状と課題でございますけれども。発達障害のある子どもと家族への支援につきましては、(1)の二つ目の丸のところにもありますように、発達障害のある子どもへの支援の多くが、診断を受けたことから始まるものが多くある一方で、(2)に記載をしていますように、発達障害に関する専門医師が不足をしているという状況でございます。

療育福祉センターにおけます、発達障害の受診者数ですけれども。療育福祉センターで受け入れいたしました、平成11年からこの14年間で5.2倍増加をしております。この間、医師の増員等もいかしておりますけれども、療育機関へのニーズが、受診ニーズが増えているということもございまして、療育福祉センターでも待機期間が、3カ月から4カ月と、長期化している現状でございます。

また、2の、身近な地域における障害児への支援体制につきましても、発達障害のある子どものほか、知的障害などがある子どもに対して、通所により提供するサービスといたしまして、就学前の子どもを対象といたしました「児童発達支援」、それから就学をしている児童を対象といたしました「放課後等デイサービス」、それから障害のある子どもが保育所等利用する際に、集団生活に適應するための「保育所等訪問支援」を提供いたします事業所の整備状況。そこに記載をしておりますけれども。その中でも特に児童発達支援、整備が進んでいないという状況がございますし、それから、こういった事業所の多くが、高知市およびその周辺に所在しているという、地域偏在といった課題もございます。

このうち、児童発達支援の整備が進んでいないという背景でございますけれども、次のページ、2ページの上の端にも記載をしておりますけれども。専門的な支援を提供できる人材が不足をしているということが上げられます。それから(2)のところですが、発達障害、知的障害などのある子どもの中にも、在宅で生活をされております、特別な医療を必要とする、重度の障害がある子どもさん、あるいは自傷、他害といった不適應行動の見られる、強度行動障害のある子どもに対する通所による支援を行う事業所。あるいは家族の負担を軽減するための受け入れができる施設、事業所は、県内非常に限られているという現状がございます。

こうした現状と課題を踏まえまして、取り組みの方向性でございますけれども。発達障害のある子どもへの支援につきましては、診断前から支援を受けられるような仕組みづくりを進めますとともに、高知ギルバーク発達神経精神医学センターを中心といたしまして、発達障害の専門医師の養成、育成に取り組んでまいります。

それから次のページでございますけれども、身近な地域での支援体制づくりにつきまし

ては、障害特性に応じた、専門的、個別的な支援がなされるような体制の確保を目指してまいります。また、医療を必要とする重度障害の子どもや、要支援度の高い強度行動障害のある子どもを受け入れることができる場所を確保し、日々の療育支援を行うとともに、家族の負担を軽減する仕組みづくりを図ってまいります。

具体的な取り組みでございますけれども、発達障害のある子どもが、診断前から支援を受けられますよう、子どもへの発達支援や、親支援を実施します。市町村の保健師に対しまして、研修の実施や、個別の技術的な援助などの後方支援を実施してまいります。専門医師の養成につきましては、先ほど申し上げました、ギルバーク発達神経精神医学センターの設置をして以降、24年度に設置をしておりますけれども、研究員が所属をします病院の方で、新たに発達障害の子どもを診断する、そういった動きもございますが、まだまだ限られた状況でございます。こういったセンターでの研究、指導を、ギルバーク先生の指導を基に、医師の養成、育成を促進してまいります。

次のページをお願いいたします。身近な地域における支援体制づくりといたしまして、子どもへの直接の支援だけではなくて、保育所や幼稚園、保護者などに対して、支援を行うことができるよう、専門的なスキルを持った人材を育成する研修、役割について、今年度から新たに実施をしております。また、身近な地域でサービスが利用できますよう、サービスが不足をしている地域で、新たに事業を開始する事業所に対する支援も、継続して行ってまいります。さらに重度障害、あるいは強度行動障害などの子どもを受け入れることができる場所を確保するため、短期入所などのサービスの確保を進めていくほか、研修会、そういったものを通じまして、強度行動障害のある子どもの支援を行うことができる人材育成、こういったものを進めてまいります。これらの取り組みにつきましては、市町村はもとより、母子保健、教育分野などの関係分野との連携も図りながら進めてまいりたいと考えております。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

(吉村会長)

はい、ご説明ありがとうございました。それでは、この障害者に関する施策について、委員の皆さまからご意見等をいただきたいと思っております。どなたかご意見、いかがでしょうか。

(委員)

すみません、ちょっと教えていただきたい。

(吉村会長)

はい、お願いします。

(委員)

この発達障害に関する専門医師が、大幅に不足しているということになっておりますが、現状で何名おって、実情どのぐらい必要なのかということをお教えいただけますか、それと今後、年度にどのぐらい拡充していきたいという希望があるのかどうか。よろしく願いします。

(障害保健福祉課)

はい。発達障害を診る専門医師の状況でございますけれども、ギルバークセンター設置前から後で、3名診察ができるようになっております。それまでの医師と加えまして、現在

県内で10名の小児科、あるいは精神科の医師の方が診断をしていただいております。

今後の見込みですけれども、先ほど説明しましたギルバークセンターで、県内の精神科の先生、あるいは小児科の先生が研究員として入っていただいて、中での研究、あるいはギルバーク先生の指導を受けながら、その技術、知識のレベルアップを図っています。ただ、なかなか専門的な分野ですので、どれぐらいでその人が、先生が自立をして診断できるようになるのか、というところについては、なかなか見込みが立てにくい状況です。

それと、今現在精神科と小児科の医師で、12名の先生が研究員として入っていただいております。もっと多くの先生に入っていただきたいというところはございますけれども、それぞれの先生、もちろん日々臨床等されておられて、なかなかお忙しいというところもございます。こういったところで、センターに入っていただく研究員の方、そういったものを確保しながら、多くの先生に専門のアドバイザーとなっていただく取り組みをしていきたいというふうに考えています。

(吉村会長)

ありがとうございました。ほかによろしいでしょうか。

(委員)

はい、構いません。

(吉村会長)

はい。お願いします。

(委員)

失礼します。障害のある子どもたちへの手厚いというところが、すごく第2回の会議でも論議があったと聞いておりますし、すごくありがたいことだと思っております。本当に今、専門医師のことが出ておりましたが、例えばそういう発達障害の受診ということで、療育福祉センターのほうに申し込みをしても、半年待ち等ということが本当に多い現状です。今すぐにとっても、なかなか動きがとれないのが現状なので、そういうことに力を入れていただくことが、とてもありがたいと思っております。

この中にも、つながるノートというものが、支援体制の構築のところではありますが、つながるノート、本当にありがたいと思います。ただ、つながるノート、それから引き継ぎシート、個別の指導計画、個別の教育支援計画、重複していたり、何となくさび分けが分かりにくいようなところがありまして。同じではないかという質問をすると、違うというふうなお答えもいただいたんですが。例えば、南国市では、事業者さんが中心となって、それぞれの関係機関と保護者と幼稚園が集まって、ケア会議を開き、ケアプランを立てています。そのケアプランというのが、もう本当に個別の教育支援計画だとは思いますが、それも違うというような話になったりして、本当に重複した、似たようなものが、どんどん出てきているところがあります。そこをきちんと整理していただかないと、保護者も現場も混乱します。使いやすい、その子のためにやっていることが、本当に使い勝手が悪い、機能しにくいようになっているので、それこそ各関係課で共有していただいて、すっきりさせていただきたいというのが希望です。

あと、そのつながるノートは、発達障害の子どもさんに関してですよね。とてもいいものだというので、ほかの障害の子どもさんをお持ちの保護者のほうからも、あれを利用したいという声が上がってきています。今利用ができないということですが、是非、そう

いう子どもさんに対しても、利用できるものになれば、障害がある子どもさんが、全てこういう、共通したものを使用するというので、本当にみんなに周知しやすい、使い勝手のいい公認グッズ的なものになるのではないかとことを思いますので、よろしく願いします。

先ほどの、例えば母子家庭とか父子家庭の自立支援のところ、いろいろな手当があるということですが、発達障害の子どもさんに関しても、いろいろな手立てなどがあることが、なかなか周知ができていない状況です。私たちが知っている範囲で、保護者の方にこういうことができるはずですよとか、こういうふうなのがあるはずですよ、あるからねというふうに周知していかないと、なかなか分からないところがあります。

実は私も母親の介護のときに、すごくそれを身をもって感じました。一つの窓口に行くのですが、済まなくて。いろんなところに、これはあそこに、これはあそこにと回されて、自分に知識がないと、いろんな手当とかも、いろんな支援が受けられるのに、分からないまま1年2年過ぎていたということとかもありました。そういうことを身をもって体験したときに、その周知というところの在り方というのを、すごく考えていただきたいというふうに思いました。

(吉村会長)

はい、ありがとうございます。かなり具体的なご要望という形で、私も聞いておりましたけれども。またその点も聞いていただければと思います。よろしく願いします。はい、ほかに。はい、お願いします。

(委員)

すみません。そのページ、3ページ、3ページの部分なんです。本当に発達障害でも、知的障害でも、持っている親御さんというのは、非常に何と言いますか、来るようになっておまして。そういうものを考えたときに、確かに専門機関に行くというふうなことを助言することも大切だろうなというふうに思うんですが、その前に、その親御さんたちに対して、やっぱり障害を持っているということで、苦しんでいることを取り除くということを目指すということも、非常に大事なことなんだというふうに思います。そういうふうな、何というか、施設というか、機能が、どこかでできないかなというのを、平日頃ちょっと考えておるところなんです。そういう意味で考えたときに、下のほうにある具体的な取り組みの中で、子ども総合センターというのを整備するというので、療育福祉センターと児童相談所の連携を強化するというのでされていますけれども。地域社会の中に、そういうふうなミニ的なものを考えていくとか。これには専門職が必要になってくるんだろうというふうに思いますが。それと同時に、やっぱりそういうところに子どもたちが通所できるような形というの、あわせて考えるというふうなことができないだろうかというふうなことを思うんですが。そのことについて、何かご意見がいただけましたら、お願いしたいと思います。

(吉村会長)

はい、ただ今のご意見についていかがでしょうか。

(障害保健福祉課)

はい。特に発達障害の子どもさんにつきましては、市町村が行います1歳6カ月健診、あるいは3歳児健診の中で、保健所の方が、ちょっと聞きにくいということで、専門機

関への診察等お話をされているという状況になるかと思えます。その中で診断を受けるまで、その親御さんについては非常に不安な思いをされているというのがありますし、もし発達障害の診断を受けた後、どういうふうに子どもを育てていったらいいかという不安もたくさんあるかと思えます。そこの辺りの親への支援というの、非常に重要だと思っています。最初のところでご説明いたしました、そういった支援ができる機関として、児童発達支援センター、そういったものもありますけれども、まだまだ数が少ない。高知市に集中しておる状況になります。そういったものも県下、各領域に設置をしていくような取り組みも必要になりますし。それから、そういった親に対する支援ができるような、市町村の保健師の方の知識、レベルアップ、そういったものも療育福祉センターを中心にしてやっていきたいというふうに思っています。

(吉村会長)

ありがとうございます。戸田委員。

(委員)

今後のことについて。例えば、病院でも何でも、いいですけれども、やっぱりそういうふうな子どもさんとか親御さんが相談に行く機能を、公ではなくて民で、そういうところをやられているというのは、高知県内にございますでしょうか。

(障害保健福祉課)

発達障害の子どもさんの、早期親子療育教室ということで、今一部の福祉保健所でやっておりますけれども。その中で、中央東保健所管内の、日章「ウイッシュかがみの」であったり、旭福祉センター「あゆみ」、そうしたところにつきましては、療育福祉センター、それから福祉保健と連携をして、活動を始めております。そういった民間での動きも出てきております。

(委員)

障害児を持っている施設さんが、そういうふうな事業をやられているところもあるわけですか。

(障害保健福祉課)

障害児の入所している施設が、その発達支援センター、あるいは放課後のデイをやっているところはございます。四万十市のわかふじ寮は、そういった事業も並立で実施をいただいております。

(委員)

今後、そういうふうなところがもっと出てくるかも分かりませんが、やっぱり必要だ、これからもやっぱりそういうものは必要だというふうに、お考えになっておられますでしょうか。

(障害保健福祉課)

実は今年度、第4期の障害福祉計画の策定をするようになっておりますけれども。その中でも、今回から障害児のニーズについて、できるだけ把握をした上で、計画を策定するようになっているところでございます。その中では先ほどお話のありましたような、通所の

事業者、そういったものについても、各市町村の調査をした上で、計画策定をするということになってまいりと思います。県域によって非常に偏在しております、高幡県域では事業者がないようなところがございますので。そういうところについては、身近なところでサービス支援が取れる体制を整える必要があると思いますので。県としても、各市町村や事業所と話をし、整理をしていきたい、進めていきたいというふうには考えています。

(吉村会長)

はい、ありがとうございました。他に何かありますか。

(委員)

いつも障害保健福祉課の方々には、発達障害の方への支援についての事業をしていただいて、本当にありがとうございます。先ほどのご意見で、お母さん、保護者の方の障害の診断を受ける前後からの、その困り感への寄り添うための、その相談の支援の場所というのが、保護者の方のすぐに手に届くところでは、なかなかなくて、どうしても診断を受けて初めて、療育福祉センターの発達支援部につながったり、親の会につながったりといった形のほうが多いと思いますが、診断を受ける前の段階では、どうしても相談を受ける機会は、目の前の保育士さんというパターンが一番多いかなと思います。その中で保育士さんの方も、ちょっとお子さんの特性には気づいておられながらも、お母さんに障害があるかもしれないということを伝えることをそのお母さんとの関係性の問題もあって躊躇される場面があったりとか、なかなかそこをどうやって言ったらいいのだろうか、すごく悩まれる保育士さんも多いというのもお伺いしています。毎日のようにお母さんと顔を合わせて関係性を築いておられる保育士さんから、「お子さんの発達に遅れがあるかも」と直接言われる方がいいお母さんと、そうじゃない方がいいお母さんというのは、そのお母さんの特性にもよると思います。そういった相談を受けるための保育士さんのための研修などを行うとか、また直接保育士さんから言うことが難しい場合は、地域の保健所の保健師さんに見に来ていただいて、何らかの健康相談みたいな形で保健所の方いつないでいくなどの連携体制をとるなどの必要もあるかと思っています。

(吉村会長)

はい、ありがとうございます。保育士の場合、医師ではないので、なかなか言えないというところもあると思うんですけど。家次先生、何か取り組んでることとか、家次先生のところでないですか。すみません、いつも家次先生にむちゃ振りばかりで。

(委員)

すみません。委員のおっしゃるとおりで、本当に現場で気付きはもちろんあるし、その手立ても、現場なりにしてはいます。この子には、こういう視覚的な支援をしたほうが有効だねとか。それをお家のお母さん、「お母さん、こんなことをしたら、すごく良かったよ」なんて言って、お母さんにも気付いていただけるような手立てはしてるんですけど。会長さんがおっしゃったとおり、ドクターではないので診断してもらおうとか。それからもっと適切な方法を求めるには、やっぱり専門機関に、中でも療育福祉センターとかに勧めて行くということになっていきます。そこに行くまでに少し時間がかかるかもしれないし、お母さんがその気になったときに、実際電話をしてみました。しかし初診までに3カ月かかります、ということが多く、そのことは保護者さんも知っていて、「先生、でもあそこ、半年先になるらしいね」言われたりします。でも、その間に子どもはもちろん成長するし。じ

やあどうするかといったときに、やっぱりもう行政にお願いするしかないです。診断していただく、そして相談ができる、通所が可能なセンター、病院なりを、もっと充実させていただきたいなと思います。

それから高知市は、療育福祉センターに通おうと思ったら通えるんだけど。ちょっと清水のほうの保育士さんに聞いたときに、「先生、なかなか行けないよ。1日がかりになるから」というようなことも聞いたことがあります。それは清水だけじゃなくて、室戸の方、安芸の方、宿毛のほうの方もそうだと思うんですね。なので、県下にせめて高知市、東部、西部、中部というような形で、相談に行けるところ、診断していただける、そして通所がかなうような所、例えば、県民病院ってありますよね。安芸のほうと、宿毛のほうと、そういうところとの連携みたいなのが、すみません、私が知らないだけでもう既にあるかもしれませんけれども、そういうようなことができればいいのかなと思います。

マイクいただいたので、ちょっとついでに言ってしまうと。お金で子どもが育つのではなくて、人で子どもが育つので。人のところのその人材確保であったりとか、人の質の向上であったりというところも重要なところであるので。その辺りも、保育士の人材バンク、社協のほうでできたのを知ってますけれども充実していただきたい。例えば、高知県で知事が認可をした保育士のことは把握できます。しかし、高知県の人間なんだけれども、保育士資格は他県で取ったという方もおいでだと思うんですね。私なんかもそうなんです。そういう方の見逃しはないかなと思います。他の県で大学を出た方は、その県が認定してると思うんですね。そういうところまでの確保はどうかなとか。ほかの県で保育士となって、高知県に帰ってきてるけれども、高知県に帰ってきたときに、どこに情報を求めて就職につなげたらいいいのか分からないという方もおいでだと思うので。そういう場合はせめて、四国4県の養成校に募集をかけるとか、情報を提供するとかというような仕組みなんかもできてるのかなとか、そんなこともちょっと思いました。すごくこの障害のある子どもさんへの充実を期待したいところです。

(吉村会長)

はい、ありがとうございました。今のお話からしても、この事業が本当に推進していかないといけない、大きな課題だというのが伝わってくるかと思います。どうもありがとうございました。

(委員)

私も非常に、ここ何年か親御さんの苦労というのをよく垣間見るんですよ。だから、障害児の認定を受けるとかっていうことじゃなくて、やっぱりその子どもさんが、ほかの子どもさんと若干違うとかというふうな形の中で、悶々としているところがあるので、それは保育所の場合に、障害児の対応するためにそこを、きちんとしてもらわないといけない。だけど、そういうものが不要で子どもさんというのがおられる。そういうときの親御さんというのは、ものすごくね、不安感を持ってるんですよ。やっぱり社会的に必要という部分が強まってるんだらうなということを私は感じております。以上です。

(吉村会長)

はい、お願いします。

(委員)

私立の幼稚園でも困っているのが、結局その障害があるということを、話をできるまで

の関係というのが、いわゆる満3歳から入ってくるとするならば、それ以前での健診を受けていない人たちが、あえて受けていないのではないかと思える節もございます。見たら、よそと、ほかの子と違うということを母親が分かった上で、できたら、怪しいけれども、自ら受け入れたくないという思いも、非常に強い部分があります。本当に、障害を受け入れるということは、そこからしか療育は始まらない。特に大人であろうと、自らが受け入れるかどうか。それから、いわゆる切断した人が、足が生えてくると信じて悶々としているのを、何人も見てきています。生えるはずがない足が生えてくる。それが、ましてわが子がそういう障害を有しているかどうかということになったときに、受け入れるかどうかというのは非常に大きな問題で。実はその非常にナーバスな問題があって、そこに触れていくことがプライバシー、個人情報、その他のことと非常に相まって、非常に難しく感じています。

幼稚園のほうには、明確な配置基準というのはございません。でも今、県、市、それぞれが特別支援の補助金が付いてきている。それが付いてくるのはいいんですけども、それ以前に、その障害を受け入れるかどうかということへ行くのに、やはりどういうふうな育ちをしていっているかということで、そこに育ちの中で、それから活動の中で不適合等があれば、どういうふうに指導して行ったらいいのか。まさに先ほど言われたような形、それをやるまでに、相当時間がやっぱりかかってしまうんで。

そして、例えばこの子が、もしかしたら障害があるのではないかという場合にも、例えば勝手に専門家を呼んでやることはできません。だってその子を、親の承諾なしにそういう場に晒すということはできないので。手を変え品を変えやるしかない。特別支援教育の研修会をやるために講師を呼んで、保育時間内にやるとかいうふうな形で当たるしかない。ですからその前段での、本当に初期の研修等、やっぱり医療機関等。最終障害認定は、ドクターしかしてないですから。その分を。本当に療育手帳等は自己申告ですよ。ですから、障害があっても持っていない方もおいでし。

というふうな辺りで、そのナーバスな部分にとにかく気付いてほしいと。親御さんが気付いた上で、その気付きから、その部分をどう、療育的なことへつなげていくのかということ、われわれやるしかないんで。ぜひとも、その早い段階での気付きへの支援ということも、具体的にこれ何年も考えていますけど、どうしたらいいかというのが分からずに悶々としています。でもお母さんなり、家庭が気付かない限り、その子に当たることができない。そのもどかしさを持ちながら、日々接していかなければいけない。ぜひその辺へも何か光が当たるようなことをしていただければと、よく分かりませんが思っておりますので。

特に幼稚園なんか後から入ってくるから、関係ができるまでに。私、関係ができずに、それからやっぱり、診断というとおかしいですけど、その判定を受ける部分に、たまたま熱が出た。何カ月も先。予約が取れるのが何カ月も先。そのときたまたま熱が出たで、結局本当に情緒と知的の重複障害のお子さんでしたけど、とうとう幼稚園時代、3歳から来ましたが、3年間判定の機会は全てなくて、小学校に送り出したという経緯がありますので。

ぜひその辺で、悩んでいる、現場は悩んでいるという辺りで、そうやってある種、何かの行動ができないから、それをどういうふうな支援でしていくか。まさに特別支援をしなければいけないけど、そこで下手をすると、何でうちの子だけそういうのをするのというのが出てきて、やっぱり壁が、家庭との壁があるというのは常に思っておりますので。できましたらその辺また、お知恵も貸していただきたいし、どう障害を認知するのかという辺りをぜひ探っていただきたいというふうな思いで。以上でございます。

(吉村会長)

はい、ありがとうございました。今のお話、ここが本当に最も基本的かつ重要な課題であり、そこをしっかり検討して乗り越えていかないと、本当になかなか先に進まない問題だと思います。これは宮地委員さんをご発言いただきましたけれども、ほかの同じような保育の現場においでる先生方、皆さんの共通の思いかと思えます。また難しい問題ではあるとは思いますが、またご検討をぜひよろしくお願ひいたします。

それではすみません、ちょっと時間も押しておりますので。まだ議題もございますので。次に4として、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しにつきまして、事務局の雇用労働政策課、福井課長補佐さんからご説明をお願いいたします。

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しについて（雇用労働政策課）

(雇用労働政策課)

それでは資料4をご覧ください。それとあわせて、きょう雇用労働政策課から資料を二つ、きょう配らせていただいておりますので、また後でご覧をいただけたらと思えます。よろしくお願ひいたします。

まず現状と課題としまして、高知県の女性の就業率が高いことなど、それからまた全国的にも長時間労働であることなどから、男性、女性ともに、仕事と生活を両立するという事は、大きな課題となつてきております。子育ての実態としまして、育児休業の取得など増加しているとはいえ、まだまだ男性の取得が少ないなど、十分とは言えない状況になっているということがございます。

次に取り組みの方向性といたしまして、(1)仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しでは、働き方の見直しや、子育て支援に取り組む、市町村や民間団体等と連携、協力して、次の取り組みを進めてまいります。①労働者や事業主、地域住民など、理解を促進しまして、具体的な実現につながるような広報、啓発を行ってまいります。②は、次世代育成支援対策推進法など関係法についても、労働者、企業に広報や啓発を行ってまいります。③では、働き方の見直しや、子ども・子育て支援に取り組む企業などの好事例、その情報などを収集しまして、また周知を行ってまいります。4番目には、仕事と生活の調和について企業研修を行ったり、またコンサルタントやアドバイザーを派遣して促進をしてまいります。⑤では、積極的に取り組む企業の認証や認定による、社会的な評価を高めるということを進めてまいります。

(2)の、仕事と子育ての両立のための基盤整備としましては、市町村と連携をしまして、多様な働き方に対応した子育て支援を行ってまいります。

次のページに、具体的な取り組みを記載してございます。まず、方向性の①、②に対応する取り組みは、広報紙の発行によりまして、国が仕事と家庭の両立を支援するために、さまざま事業主に対する助成制度を設けておりますので、それを周知いたしまして、企業から取り組みが広がるように進めてまいります。また、先ほど追加でお配りした資料にもございますように、今年度から県単独事業としまして、出産後の女性の再就職促進のための事業主への補助制度というものを設けております。仕事と子育ての両立支援に取り組む企業に、一般事業主行動計画の策定というものがございまして、それを要件にして、補助制度の周知を行った上で、企業などの取り組みをより促進をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、方向性の③、⑤に対する次世代育成支援企業の認証です。追加でお配りした資料

にもございますが、両立支援など子育てしやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業を、県が認証をしております。毎年新たに20社程度認定をしております、現在110社となっております。認定によりまして企業イメージが向上し、職員採用の際に応募者の増が見込まれるなど、認証の効果もあると聞いておりますので、さらに子育てしやすい環境の企業の増に取り組んでまいります。

次に方向性④に対応いたしまして、経済団体等と連携をしましたセミナーの開催、それからアドバイザーの派遣を行いまして、企業の取り組みを促進してまいります。

最後に(2)のほうは、市町村と連携をした両立のための基盤整備としまして、さまざまな子育て支援がございまして、当課所管の事業であります、ファミリー・サポート事業の充実について、取り組みを挙げております。本会議の一つ目の議事のほうで、地域子ども・子育て支援事業の中でご説明をしましたが、会員相互の援助活動の調整等を行う事業であります。これも運営費補助、周知によって事業を支援してまいります。以上が説明でございます。よろしく願いいたします。

(吉村会長)

はい、ありがとうございました。ただ今ご説明いただきました、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しということで、ご意見をいただきたいと思っておりますけれども。保護者の立場として、いかがですかね。何かご意見、ございますか。

(委員)

また考えておきます。

(吉村会長)

すみません、突然振ってしまって。また、子育ての立場でいうと、何かご意見とか、感じたこととかございますか。

(委員)

そうですね。私は子育てをしながら仕事をしてないので、ちょっと周りの方の話を聞いた限りになるんですけども。まず結婚を決めたときに、仕事がぐっと減らされてしまうという話があって。非常にやりがいを感じていたのに、結婚したからしょうがないのかな、仕事がぐっと落とされてしまう。さらに出産をするときに、会社は何も言わないんですけど周りの人から、二人目の出産のときに、復帰してまた休むのかというようなことを言われるということで、非常に肩身の狭い思いをしているという話を聞いたことがあります。一人子どもを産んだ方が、二人目を欲しいんだけど、すごく仕事にやりがいも感じているので、今のこの立場を失いたくないから、子どもを、もう次の子は産まないと言ってる人も周りに居るので。ぜひこのような、ちょっと女性、子どもを産めるのは女性しか居ない、とても素晴らしいことだとは思うんですけども。頑張ってる女性に対して、ちょっと肩身の狭い思いをさせるような事業にならない事業主の方に、その辺りはいろいろお話をさせていただきたいなと思っております。はい。

(吉村会長)

はい、ありがとうございます。これは本当に、まさに少子対策にも直接関わってくるようなことですね。はい、どうもありがとうございます。

そのほか何かご意見、あるいはご質問、ご感想でも構いませんけれども。いかがでしょ

うか。はい、お願いします。

(委員)

質問なんですけれども、次世代育成支援企業の認証についてですけれども。私の認識不足かもしれませんが、対象の企業の条件といいますか、従業員が100人以上とか、そういうくくりがあるのではないのでしょうか。もっと、保護者の就労先などを見ましても、大企業が多いわけでは、高知のいろいろな経営者、経済状況を見ましても、中小企業も多いです。やはりワーク・ライフ・バランスを考えたときに、企業内のそれぞれの理解、事業主の理解というのがすごく根底にあると思いますので。認証制度なども、その大きな企業がもし対象であるとしたなら、やはりこういったことも啓発の中で。もし従業員の数が少なくなってるのであれば、改善されていると思うんですが。100人以上というのを、ちょっと認識してたんですが。いかがでしょうか。

(吉村会長)

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

(雇用労働政策課)

認証企業の従業員の要件というのはございませんので。5月に認証したところは、診療所の方が認証企業になったんですが、そこは数名というか、10人前後だったと思いますが、そういう事業所も認証しております。

(委員)

ありがとうございました。

(吉村会長)

はい。他にご意見はございませんでしょうか。

(委員)

感想のようなことになるかもしれませんが、先ほども、一時預かり事業のときにも、少し感じてきてたんですが、この本当に、ワーク・ライフ・バランスの促進で、事業主への働きかけというのはとても重要なことで。一時預かり事業も、子どもの側に立ったら、本当は必要なのは看護休暇だったとかって話もあります。でも、私も自分が実際どうしても仕事が休めないときに、子どもが高熱を出して母に見てもらったということもありますので。この一時預かり事業が駄目だとか、そういう話ではなくて。やはりその、本当に保護者の視点と、あと子ども側に立った視点というところで、この本当に事業主へのというところ。それから、やはり女性でも本当に力をたくさん持っているのに、発揮できてないという方がたくさん居ますので。本当に子育てと仕事の両立というのは、究極的にはできないのかもしれませんが。でもそれぞれの持っている力が発揮できるようなものになるのに、本当にこの事業主さんへの働きかけというのは、とても大事なことだと思います。少子対策課から渡されるメールの中に、代われるよママは無理でも仕事ならという俳句があり、とても好きな俳句なんです。本当にそういう仕事の面でも力を発揮しながら、子育ても楽しめる、そういうぜひ力を貸してあげてほしいなと思います。よろしく願いいたします。

(吉村会長)

はい、ありがとうございます。今のご意見ですが、そうした願いも含んで、ぜひまたよろしくお願ひしたいと思ひます。ほかにご意見等よろしいでしょうか。

それでは本日用意しました議題は以上でございます。皆さま本当に多数のご意見、ありがとうございました。

私もこの資料を最初に拝見させていただきまして、本当に範囲が広い、自分の専門外というところもあって。何年か前に、宮地委員さんがご発言された、脳みそが筋肉痛になるとかいう、あの発言を思い出しまして。もう本当に今日ここへ来るまで頭が痛くて。どうなるんだろうと不安でいっぱいでした。何とか無事に終えることができました。本当にありがとうございます。それでは事務局のほうにお返しいたします。

(少子対策課)

皆さま長時間ご議論いただきまして、ありがとうございました。本日の資料の一番下に、第3回高知県子ども・子育て支援会議についてのご意見という、ペーパーを置かせていただいています。本日の会議で言えなかったこととか、追加して言うておきたい、そういったことがございましたら、この用紙にご記入いただいて。6月20日を目途に、ご提出いただくと大変ありがたいです。この様式については、本日メールで送らせていただきます。

次回の会議は8月以降に開催したいと考えております。8月後半頃と思ひていますが、日程を調整させていただいて、ご案内致しますので、よろしくお願ひいたします。

本日の議事録については、作成次第、皆さまにお送りさせていただきます。

それでは最後に、井奥部長から、一言ごあいさつさせていただきます。よろしくお願ひします。

(井奥地域福祉部長)

皆さん、長時間ありがとうございました。大変貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。特に発達障害に関しては、すぐに検討できるものもありますし、センターの問題と、絶対数で精神科の医者が足りないという事実もありますので、時間がかかる対応もあると思ひます。直ちに検討できるものについては、直ちに検討したいと思ひます。それと1点、家次委員がおっしゃられました、保育士の導入の件は、国の成長戦略で、今後リタイアする方、実際従事してない人も義務付けて、届出をしなければならないようなことを考えております。そうなりますと、本県の場合は、逆に草刈り場になる恐れもあると、実際に従事してなくて働けそうな方に、県外で足りない所から、触手が伸びてくることも考えられます。

最後の議論で、女性の活躍促進についていろいろご意見いただきました。県や知事会も政府の成長戦略と同じ方向で、女性にいかにか社会進出していただくか、一つの少子化対策として取り組んでおりますので、職場、仕事と子育てと、うまく両立できるような社会に向けて、頑張っていきたいと思ひます。

今後のスケジュールは、今課長からお話がありましたけれども。8月末頃には、市町村も大体ニーズ調査を終了するということですので、次回の会では、具体的に県としてできる支援策などを、もう少し内容を詰めて、ご議論いただくことになろうかと思ひます。より良き支援計画を作りたいと考えておりますので、次回以降も建設的なご意見をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

(少子対策課)

第3回の高知県子ども・子育て支援会議をこれで終了いたします。どうも皆さまありがとうございました。お疲れさまでした。